



第2期

つくばみらい市

子ども・子育て支援事業計画

2020 年度（令和 2 年度）～2024 年度（令和 6 年度）

みんなで見守る子どもの笑顔

～すくすく育つ“みらい”の子～

2020 年（令和 2 年）3 月

つくばみらい市



はじめに

つくばみらい市では、平成27年3月に「つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育所及び認定こども園の誘致、地域型保育事業として家庭的保育、小規模保育の実施、また、地域の保護者と子どもが気軽に参加

し相談することができる、地域子育て支援拠点事業を展開するなど、子どもを産み育てやすい環境づくりと、安心して子どもを預けられる体制の整備を通じ、地域をあげて子育て世帯への様々なニーズに適切に対応していくための子育て支援施策を推進してまいりました。さらに、就学児童には、小中一貫教育や、放課後児童健全育成事業を実施することにより、安全で安心な環境の下で、次代を担う子どもたちの生きる力を育んでいるところでございます。

本市において、安心して子どもを産み育てるためには、妊娠、出産、子育ての各段階に応じた支援を実施するとともに、福祉、保健、医療を統括した支援ができる仕組みを構築することが重要であると考えます。

また、地域社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、行政と一体となって次代を担う子どもたちの健全育成を図ることは、地域共生社会の実現を目指すうえで欠かすことはできません。

令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化が始まり、国全体で子育て支援施策を進めております。本市においても、多様化する子育てニーズへの対応や保育をはじめとしたICTの導入など積極的に取り組み、保育士の負担軽減及び保育内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

このたび、平成27年度に策定した計画の最終年度を迎えるにあたり、これらの施策に加え、更なる子ども・子育て支援制度に基づく事業の円滑な実施に向けて、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする「第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、本計画の基本理念である「みんなで見守ることの笑顔～すくすく育つみらいの子～」を軸として、子どもたちの健やかな成長と子育てを支え、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるよう総合的に子育て支援を推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、本計画の策定に多大なる尽力を賜りました子ども・子育て会議の委員の皆様はじめ、アンケート調査や子ども・子育てワークショップ、パブリック・コメント等で様々なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様に心より御礼申し上げます。

2020年（令和2年）3月

つくばみらい市長 小川一郎

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
計画策定の目的	3
計画策定の定義	3
計画の位置づけ	3
計画の対象	4
計画の期間	4
第2章 子育てをめぐる現況	5
人口と出生の現状	7
保育・教育環境の現状	14
第1期のつくばみらい市子ども・子育て支援事業計画の達成状況	16
子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）結果	20
子ども・子育てワークショップ開催結果	29
子ども・子育てを取り巻く現状と課題	31
第3章 目指す子育て支援の方向	33
計画の基本理念	35
計画の基本的な視点	35
計画の基本目標	36
施策の体系	38
第4章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開	41
各施策の展開	43
第5章 子ども・子育て支援事業の事業量の見込みと提供体制	73
量の見込みの算出と各定義	75
教育・保育提供区域の設定	77
教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容	78
地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容	80
第6章 計画の推進体制	93
計画の推進体制	95
計画の進捗管理	95
市民との協働	95
子ども・子育て会議	95
資料編	97
つくばみらい市子ども・子育て会議条例	99
つくばみらい市子ども・子育て会議委員名簿	101
計画策定経過	102
子ども・子育て支援法（抄）	103
用語集	107

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

本市では、子どもを安心して産み育てることができる社会の構築を重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や、働きながら子育てをしている方の生活支援、また、子どもたちの健全育成のために、多岐にわたる事業、体制のもとで子育て支援事業を展開してまいりました。

さらに、妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談を受け、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を進めるため、「子育て世代包括支援センター」を設置し、「こども家庭支援室」と連携しながら専門知識を生かし、利用者の視点に立った妊娠・出産・子育てに関する支援のマネジメントを行っています。

これらの事業をさらに推進し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの健やかな育ちが等しく保障され、子ども・子育て支援の意義に基づき、市民が未来に希望を持って、また安心して子どもを産み、育てることができる優しいまちづくりを目指した、「第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画策定の定義

本計画は、2015年度（平成27年度）施行の「子ども・子育て支援法」第61条第1項に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。市は法の基本方針に則して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めています。

計画策定の定義として、本市の特性に応じた子育て環境の整備を図ることにより、乳幼児・児童の教育・保育体制を強化するとともに、地域全体のネットワークを強化することにより子育て家庭を支え、子育て家庭の負担を軽減することを目指します。

3 計画の位置づけ

本計画は、2015年度（平成27年度）施行の「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づいて策定するものです。また、第1期の計画で継承してきた次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」の内容を引き継ぐ計画として、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く検討するものです。

また、本市の上位計画である「第2次つくばみらい市総合計画」の部門別計画に位置付け、その他の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定したものです。今後策定される予定の計画とも可能な限り整合を図ることとします。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めます。

4 計画の対象

本計画は、すべての子どもと子どもを育成し又は育成しようとする家庭、市民、企業、行政など、本市におけるすべての個人、団体を対象とします。

5 計画の期間

本計画は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5ヵ年を計画の期間とし、必要に応じて見直しを行います。

年度	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
第2期つくばみらい市 子ども・子育て支援事業計画	2020年度（令和2年度）～ 2024年度（令和6年度）					(次期計画)				



2022年度（令和4年度）に中間評価



第2章 子育てをめぐる現況

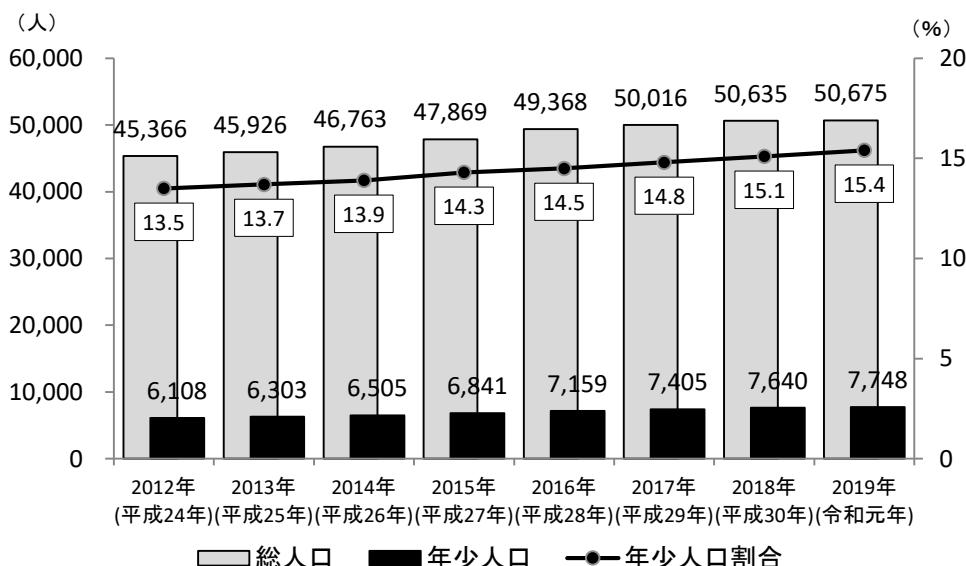
1 人口と出生の現状

(1) 人口の現状と推移

① 総人口と年少人口の推移

総人口は増加が続いており、2017年（平成29年）には5万人を超えています。また、年少人口（15歳未満）も増加傾向にあり、2016年（平成28年）に7千人を超えるました。総人口に占める年少人口の割合も増加しており、2018年（平成30年）には15%を超えています。

図表 総人口と年少人口の推移

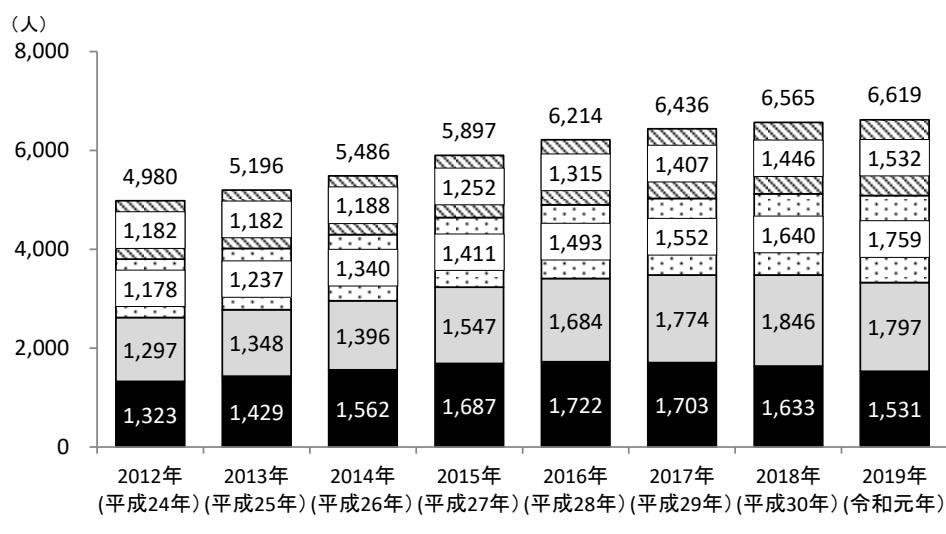


資料：茨城県常住人口調査（各年1月1日現在）

② 児童人口（就学前児童・小学生）の推移

3～11歳の人口は増加を続けていますが、0～2歳は2016年（平成28年）をピークに減少傾向となっています。

図表 就学前児童・小学生人口推移

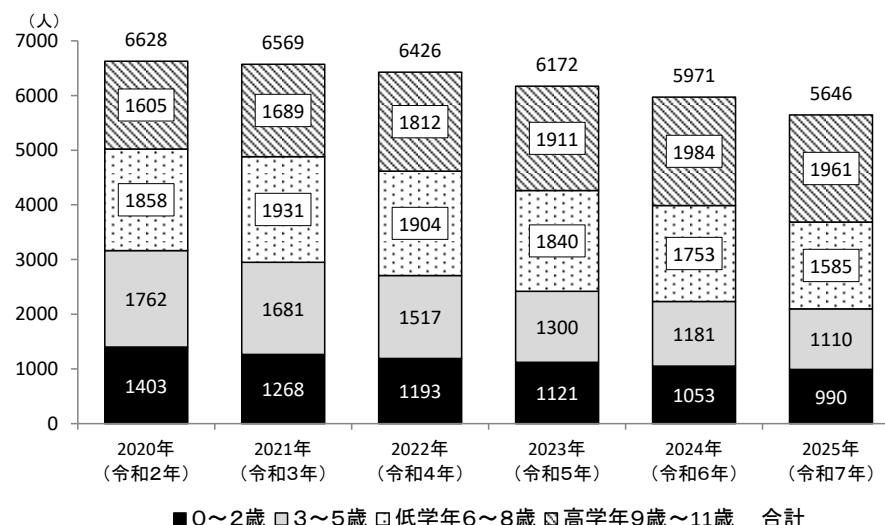


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 児童人口（就学前児童・小学生）の推計

11歳以下の人口は2020年（令和2年）をピークに減少が始まると推定されています。特に5歳以下の減少が著しいと見込まれています。

図表 就学前児童・小学生人口推計

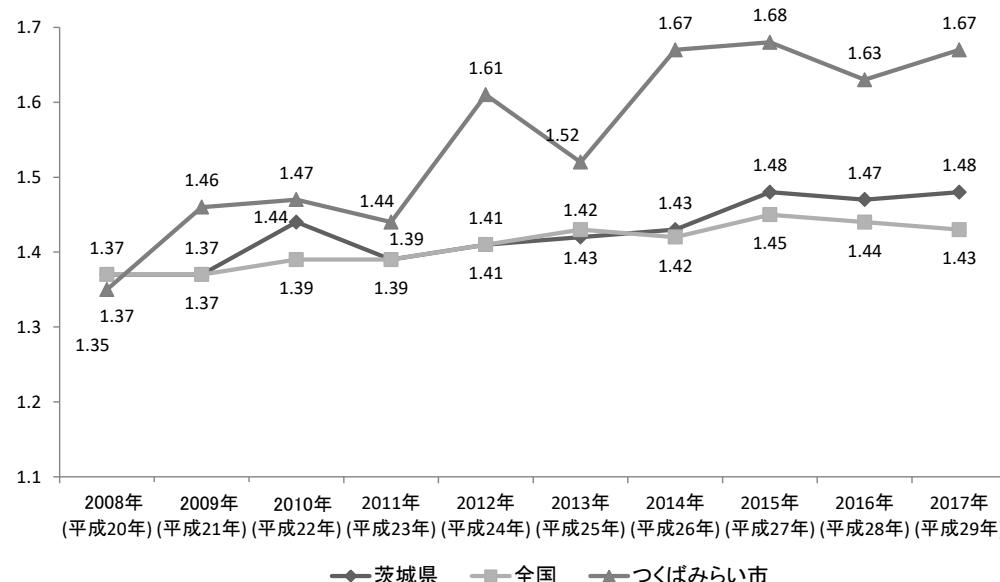


資料：つくばみらい市の将来児童数推計（こども課調べ）

④ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、本市は茨城県、全国を上回る水準で推移していますが、人口を維持するために必要とされる人口置換水準の2.07と比べると大きく下回っています。

図表 合計特殊出生率の推移

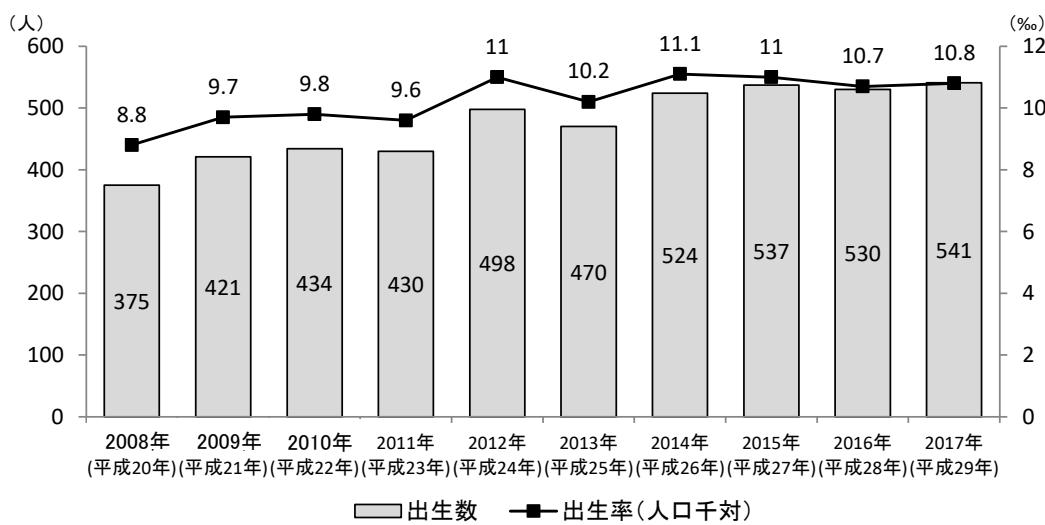


資料：茨城県保健福祉部統計年報

⑤ 出生数、出生率（人口千対）の推移

出生数、出生率（人口千人当たりの1年間の出生児割合）の推移では、2008年（平成20年）以降増加傾向にあり、2017年（平成29年）時点では、541人、出生率は10.8‰（パーセント：千分率）となっています。

図表 出生数、出生率（人口千対）の推移



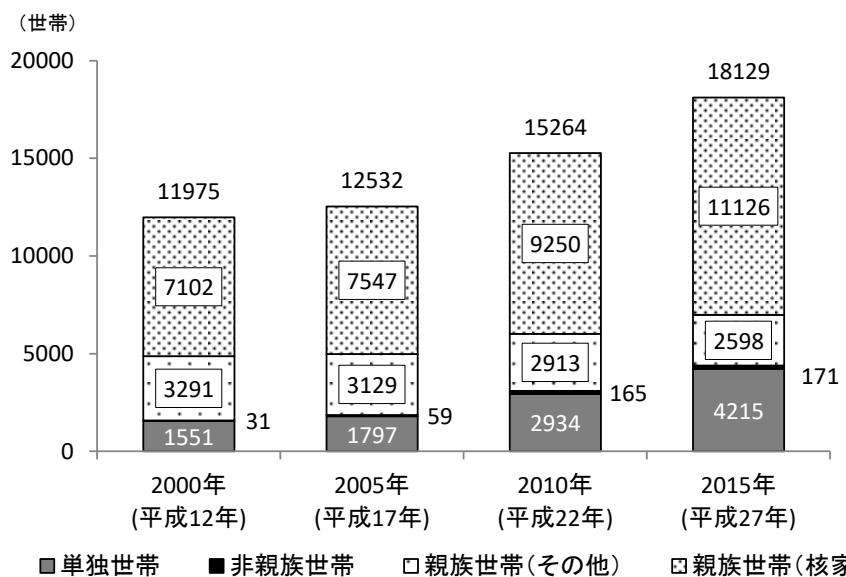
資料：茨城県保健福祉部統計年報

(2) 世帯の状況

① 世帯の家族類型の推移

2015年（平成27年）の国勢調査による家族類型別世帯をみると、単独世帯は2010年（平成22年）から43%増加しています。また、核家族世帯が増加傾向にある一方で、人数の多い家族（親族世帯（その他））は減少する傾向にあります。

図表 世帯の家族類型

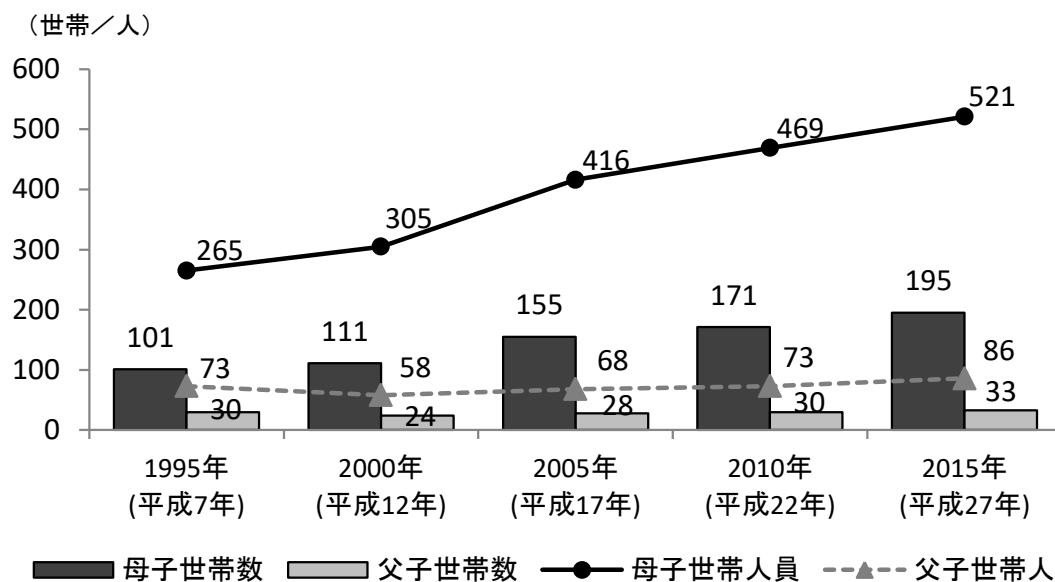


資料：国勢調査（各年10月1日現在 2005年（平成17年）までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値）

② 母子・父子世帯の推移

父子世帯数がほぼ横ばいに推移しているのに対して、母子世帯数は増加傾向にあり、2015年（平成27年）の母子家庭数は1995年（平成7年）の2倍近くとなっています。

図表 母子・父子世帯の推移

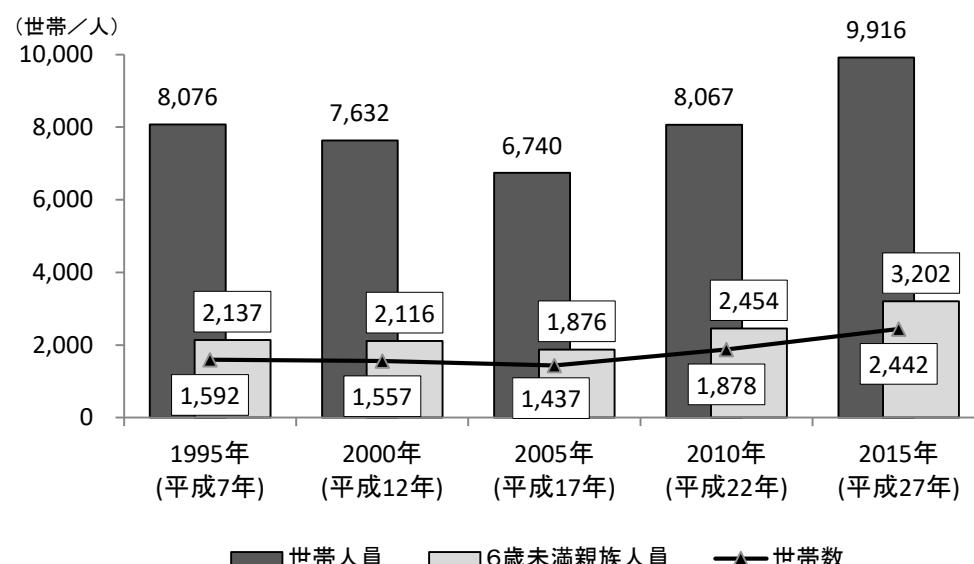


資料：国勢調査（各年10月1日現在 2005年（平成17年）までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値）

③ 6歳未満親族のいる一般世帯の推移

国勢調査によると6歳未満の親族のいる世帯数や世帯人員、6歳未満親族人員は2005年（平成17年）まで減少傾向にありましたが、その後は急速に増加を続けています。

図表 6歳未満親族のいる一般世帯の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在 2005年（平成17年）までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値）

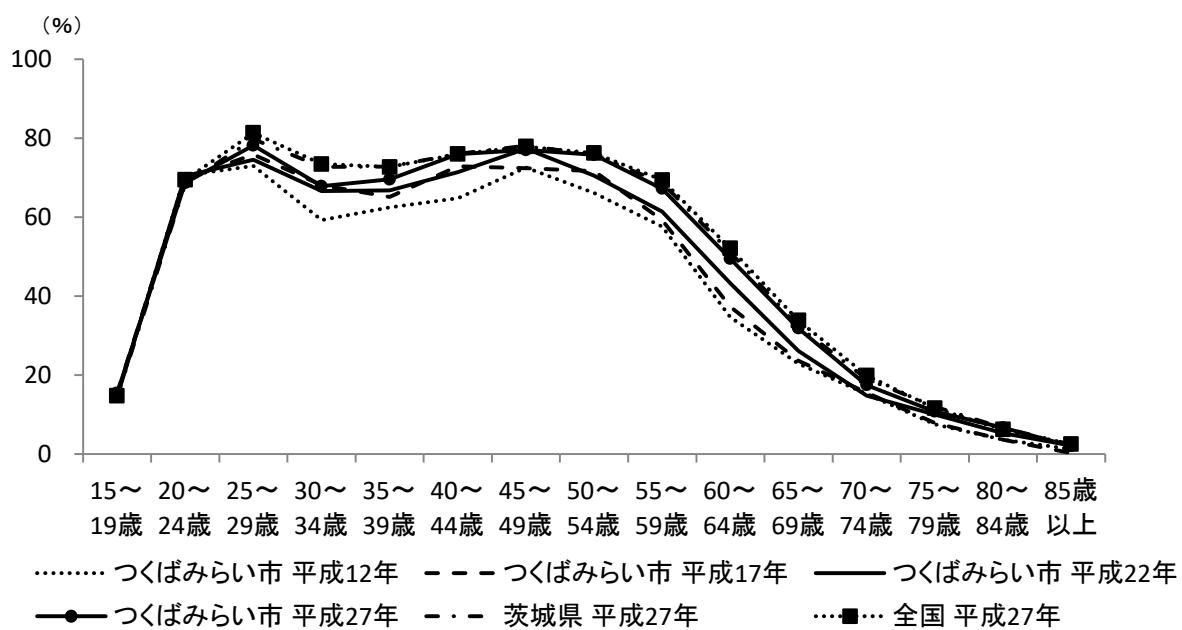
(3) 女性の就労状況

① 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

女性の労働力率の分布は、茨城県、全国と比較して30歳代で低くなっています。経年変化をみると、M字カーブの中央の落ち込み部分がなくなりつつあります。

図表 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

区分	つくばみらい市				茨城県	全国
	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2015年 (平成27年)	2015年 (平成27年)
15～19歳	14.7	15.4	14.5	15.4	14.4	14.7
20～24歳	70.6	69.7	70.4	68.7	68.4	69.5
25～29歳	73.0	75.9	74.6	78.2	79.8	81.4
30～34歳	59.3	68.1	66.6	67.8	72.7	73.5
35～39歳	62.5	65.1	66.8	69.6	72.9	72.7
40～44歳	64.8	72.9	71.4	76.0	76.1	76.0
45～49歳	72.6	72.4	77.4	77.0	78.1	77.9
50～54歳	66.1	71.7	70.5	75.8	75.8	76.2
55～59歳	57.6	59.3	61.4	67.2	68.7	69.4
60～64歳	34.6	37.3	43.2	49.4	51.1	52.1
65～69歳	22.9	23.6	26.1	31.8	32.3	33.8
70～74歳	15.2	15.5	14.8	17.5	19.0	19.9
75～79歳	7.5	7.8	10.0	10.7	12.0	11.6
80～84歳	3.6	3.6	5.3	6.6	6.6	6.2
85歳以上	1.2	0.2	2.1	2.0	2.3	2.5



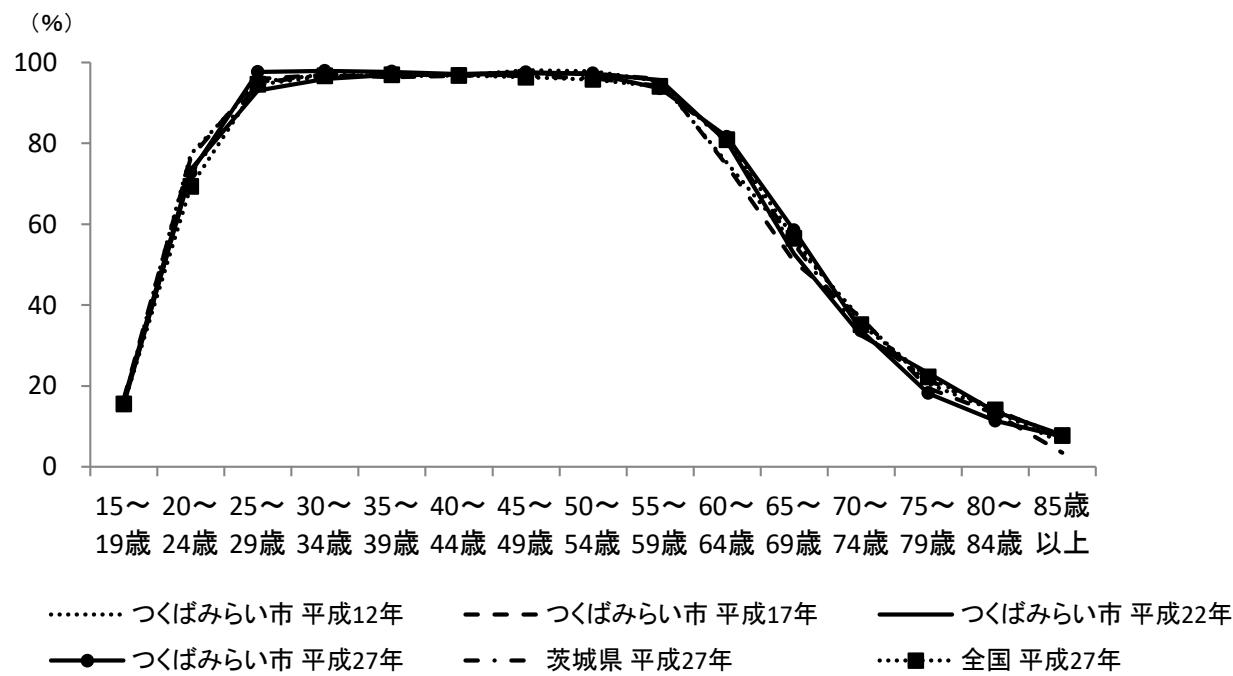
資料：国勢調査（各年10月1日現在 2005年（平成17年）までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値）

【参考】年齢別労働力率の推移と比較（男性）

男性の労働力率の分布は、茨城県、全国とほぼ同様であり、経年による目立った変化もない状況です。

図表 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

区分	つくばみらい市				茨城県 2015年 (平成27年)	全国 2015年 (平成27年)
	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)		
15～19歳	16.0	16.9	16.6	15.5	16.1	15.5
20～24歳	77.3	76.5	73.5	72.7	72.5	69.3
25～29歳	95.1	95.9	93.0	97.6	94.9	94.5
30～34歳	97.0	96.9	95.9	97.9	96.9	96.6
35～39歳	96.6	96.3	96.9	97.7	97.0	96.9
40～44歳	96.8	96.7	96.9	97.1	97.0	96.8
45～49歳	98.1	97.0	97.3	97.5	96.6	96.3
50～54歳	97.8	97.2	97.2	97.2	96.1	95.7
55～59歳	95.3	95.9	95.6	93.5	94.2	94.0
60～64歳	75.1	74.4	80.3	81.6	80.3	80.8
65～69歳	55.2	50.7	52.6	58.5	55.0	56.4
70～74歳	36.6	36.8	32.5	33.7	33.1	35.1
75～79歳	20.6	19.5	23.2	18.2	21.5	22.2
80～84歳	13.8	13.1	13.7	11.4	14.2	14.0
85歳以上	5.9	3.5	7.9	7.5	7.2	7.7

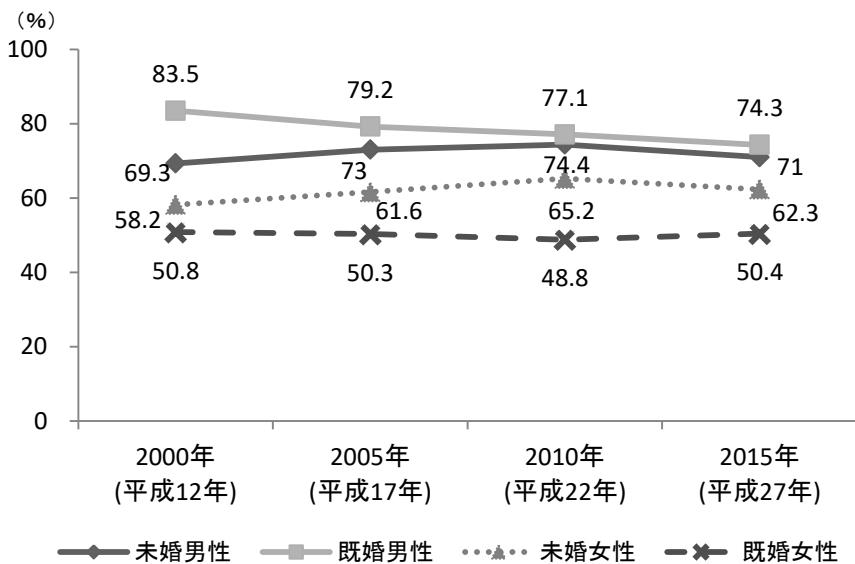


資料：国勢調査（各年10月1日現在 2005年（平成17年）までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値）

② 未婚・既婚別労働力率の推移

労働力率は高い順に、既婚男性、未婚男性、未婚女性、既婚女性となっています。2010年（平成22年）から2015年（平成27年）の間に、既婚女性の労働力率が唯一上昇しています。

図表 未婚・既婚別労働力率（全年齢を対象に算出）



資料：国勢調査（各年10月1日現在 2005年（平成17年）までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値）

「M字カーブ」とは

日本の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働人口の割合)は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。

しかし、近年、M字の谷の部分が浅くなってきています。女性全体のM字カーブが解消傾向に向かっている要因としては、もともと労働力率が高い無配偶の割合が上昇していることに加えて、配偶者の有無を問わず、若い世代ほど全般に労働力率が上昇していることが考えられます。



2 保育・教育環境の現状

(1) 支給認定の推移（4月1日現在）

年	認定	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	(人)
2015 (H27)	人口	537	550	600	537	515	495	3,234	
	1号	—	—	—	236	272	283	791	
	2号	—	—	—	218	208	159	585	
	3号	38	193	212	—	—	—	443	
2016 (H28)	人口	556	572	594	618	544	522	3,406	
	1号	—	—	—	295	252	265	812	
	2号	—	—	—	256	237	211	704	
	3号	51	210	254	—	—	—	515	
2017 (H29)	人口	526	581	596	605	626	543	3,477	
	1号	—	—	—	227	264	233	724	
	2号	—	—	—	276	257	231	764	
	3号	51	201	254	—	—	—	506	
2018 (H30)	人口	511	534	588	601	614	631	3,479	
	1号	—	—	—	222	252	263	737	
	2号	—	—	—	252	277	251	780	
	3号	50	182	227	—	—	—	459	
2019 (R1)	人口	462	527	542	588	589	620	3,328	
	1号	—	—	—	212	233	253	698	
	2号	—	—	—	250	260	274	784	
	3号	62	238	241	—	—	—	541	

【子ども・子育て支援新制度 認定区分】

認定区分		子の年齢	保育の必要性	施設等	利用時間
教育標準時間認定	1号	3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園	教育標準時間
保育認定	2号	3～5歳	あり	保育所 認定こども園	保育標準時間 保育短時間
	3号	0歳 1・2歳	あり	保育所、認定こども園 地域型保育施設	保育標準時間 保育短時間

(2) 認可保育施設の利用者数（4月1日現在） (人)

年	未就学児人口	利用定員	利用者数	利用率 (利用者/人口)	申込者数	入園者数	待機児童数	待機児発生率 (待機児/申込者)
2015 (H27)	3,234	1,244	1,017	31.4%	1,028	1,017	8	0.78%
2016 (H28)	3,406	1,444	1,195	35.1%	1,219	1,195	11	0.9%
2017 (H29)	3,477	1,433	1,220	35.1%	1,270	1,220	29	2.28%
2018 (H30)	3,479	1,466	1,213	34.9%	1,239	1,213	17	1.37%
2019 (R 1)	3,432	1,459	1,267	36.9%	1,325	1,267	33	2.49%

※市内のみ掲載

(3) 認定こども園（幼稚園部分）十幼稚園の利用者数（4月1日現在） (人)

年	3~5歳児人口	利用定員	利用者数	利用率 (利用者/人口)	申込者数
2015 (H27)	1,547	1,019	791	51.1%	791
2016 (H28)	1,684	1,043	812	48.2%	812
2017 (H29)	1,774	733	724	40.8%	724
2018 (H30)	1,846	744	737	39.9%	737
2019 (R 1)	1,797	744	698	38.8%	698

※市内のみ掲載

※利用定員：市内こども園十幼稚園(公立)の定員数（みらい認定こども園はH28～R1）（絹ふたばはH27, H28のみ）

※利用者数：市外施設利用者分を含む

(4) 児童・生徒数（5月1日現在） (人)

年	小学校			中学校		
	学校数	学級数	在籍児童数	学校数	学級数	在籍児童数
2015 (H27)	11	107	2,634	4	34	1,102
2016 (H28)	11	115	2,757	4	35	1,092
2017 (H29)	11	120	2,887	4	35	1,097
2018 (H30)	12	123	3,002	4	37	1,140
2019 (R 1)	12	129	3,120	4	38	1,129

※市内のみ掲載

3 第1期のつくばみらい市子ども・子育て支援事業計画の達成状況

第1期の「つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」において、各施策の達成状況の評価並びに今後の取り組み方針を、以下の基準で評価しました。

達成状況評価	今後の方向性
1.計画以上	4.非常に遅れている
2.計画どおり	5.未着手
3.やや遅れている	6.その他
	1.充実させる
	2.継続
	3.見直し
	4.廃止
	5.その他

施策名	達成状況 評価	今後の 方向性	前計画書 掲載頁
基本目標Ⅰ 新しい時代の教育・保育サービスの提供			42
1. 施設型給付体制への転換			43
(1) 教育・保育事業量の確保	1	1	43
(2) 新たな認定制度への移行	2	2	43
(3) 認定こども園の誘致	2	5	43
2. 地域型保育給付事業			43
(4) 家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育の実施	2	2	44
(5) 事業所との連携（事業所内保育）	1	3	44
基本目標Ⅱ 地域のみんなで子育てを支えるまちづくり			45
1. 地域の子育て支援事業の充実			47
(6) 相談機能の充実	2	2	47
(7) 地域子育て支援センターの整備	2	2	47
(8) 利用者支援事業の実施	2	2	47
(9) 保育所等の延長保育・一時預かり	1	2	48
(10) 地域子育て支援拠点事業	2	2	48
(11) 病後児保育の実施	2	1	48
(12) ファミリー・サポート・センター事業	2	2	48
(13) 放課後子ども総合プラン事業	2	2	49
(14) 赤ちゃんの駅設置事業	2	2	49
2. 交流・ネットワークの強化			50
(15) 子育てボランティアへの参加促進と活動支援	1	2	50
(16) 保育所開放	3	2	50
(17) 開かれた学校づくり	3	2	50
(18) 児童館の整備と充実	2	2	51
(19) 子ども会活動の支援	2	2	51
(20) 高齢者とのふれあい事業	3	2	51

施策名	達成状況 評価	今後の 方向性	前計画書 掲載頁
3. 子育てをめぐる学びの場の確保			52
(21) 子育て講座	1	2	52
(22) 教育相談・適応支援相談・家庭相談(不登校・引きこもり児童・非行等児童・生徒の問題行動への対応)	2	2	52
(23) 体験活動事業	2	2	52
(24) 親子講座	2	2	53
(25) ブックスタート事業(乳幼児に絵本を!)	2	2	53
(26) 親子でたのしむ読書活動の推進	2	2	53
(27) 小中学生の乳幼児とのふれあい事業	3	2	54
(28) 地域スポーツ活動の推進	3	2	54
(29) 確かな学力の向上	2	2	54
(30) 小中一貫教育の実施	2	2	55
(31) 中学生出前講座	2	2	55
基本目標Ⅲ 子どもの育ちと子育て家庭を支える社会づくり			56
1. 親と子どもの健康づくりの推進			59
(32) 不妊治療費の助成	1	2	59
(33) 母子健康手帳の交付	2	2	59
(34) 妊婦・乳児一般医療機関委託健診	1	2	59
(35) パパママ教室	2	2	60
(36) プレママ教室	2	2	60
(37) ひよこ広場	2	2	60
(38) 新生児訪問・未熟児訪問・乳児家庭全戸訪問事業	2	2	61
(39) 乳幼児健康診査	1	2	61
(40) 養育支援訪問事業	2	2	61
(41) 発達相談	2	2	61
(42) キッズランド	2	2	62
(43) 発達に心配のある幼児・児童への支援	2	2	62
(44) 定期予防接種	2	2	62
(45) 任意予防接種	2	2	63
(46) 歯科健康診査	2	2	63
(47) 地域医療関係機関との連携の充実	2	2	63
(48) 薬物乱用防止・喫煙防止啓発活動	2	2	63
(49) 有害環境排除運動	2	2	64
(50) 携帯・ネットワークの利用啓発	2	2	64

施策名	達成状況 評価	今後の 方向性	前計画書 掲載頁
2. 食育の推進			64
(51) 離乳食教室	2	2	65
(52) 親子料理教室	2	2	65
(53) 食生活改善推進員の養成・育成	2	2	65
(54) 学校給食等	2	2	65
3. 障がい児やひとり親家庭等への支援			66
(55) 生活支援の充実	3	2	66
(56) 障がい児保育	4	1	66
(57) 特別支援教育	2	2	67
(58) 障がいのある児童・生徒の地域活動支援	2	2	67
(59) 障がい児の支援ネットワークづくり	2	2	67
(60) ひとり親家庭への就労相談	2	2	68
(61) ひとり親家庭への総合相談	2	2	68
(62) 虐待相談事業	1	1	68
4. 子どもや保護者に配慮した公共施設等の整備			69
(63) 乳幼児向け設備の整備	2	2	69
(64) 子育て世帯向け支援	2	2	69
(65) 身近な公園の整備	2	2	69
5. 安全・安心のまちづくり			70
(66) 安全な歩道の整備	2	2	70
(67) 交通安全対策	2	2	70
(68) 子どもを守る 110 番の家	2	2	71
(69) 防犯対策	2	2	71
(70) 防災対策	2	2	71
6. 子育て家庭への経済的支援			72
(71) 児童手当	2	2	72
(72) 児童扶養手当	2	2	72
(73) つくばみらい市父子及び母子家庭等福祉金	2	2	72
(74) ひとり親家庭に対する支援の充実	2	2	72
(75) 特別児童扶養手当の支給	2	2	73
(76) 医療福祉費助成制度	2	2	73
(77) 低所得世帯等児童・生徒への学習支援	2	2	73

施策名	達成状況評価	今後の方向性	前計画書掲載頁
基本目標IV 地域と生活と職場の調和された環境づくり			74
1. 仕事と子育ての両立の推進			75
(78) 多様な就業形態について啓発と雇用環境の向上	4	3	75
(79) 育児休暇制度等の周知と取得促進	4	3	75
(80) 就労のための資格取得支援	3	2	75
2. 父親・母親の特性を活かした子育てへの参加			76
(81) 父親と子どもの料理教室	2	2	76
(82) 男女共同参画社会の推進	2	2	76

子育て支援関係者研修の様子



4 子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）結果

本市では、本計画策定に先立ち、平成30年11月から12月にかけて、就学前児童及び小学生児童の保護者を対象に子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）を実施しました。調査の内容は、国から示された教育・保育の事業量及び地域子ども・子育て支援事業の事業量推計のための設問と、市独自の支援策を盛り込んだ調査項目からなっています。

調査結果からみられる子ども・子育てにかかる現況は、以下のとおりとなっています。

（1）調査方法と回収状況

調査地域	つくばみらい市全域
調査対象	就学前児童保護者 1,500人 小学校1～6年生の保護者 1,000人
調査方法	郵送配付、郵送回収
実施期間	2018年（平成30年）11月17日（土）～12月31日（月）
抽出方法	割当方無作為抽出
有効回答数 (回答率)	就学前児童保護者調査：726件（48.4%） 小学校児童保護者調査：402件（40.2%）

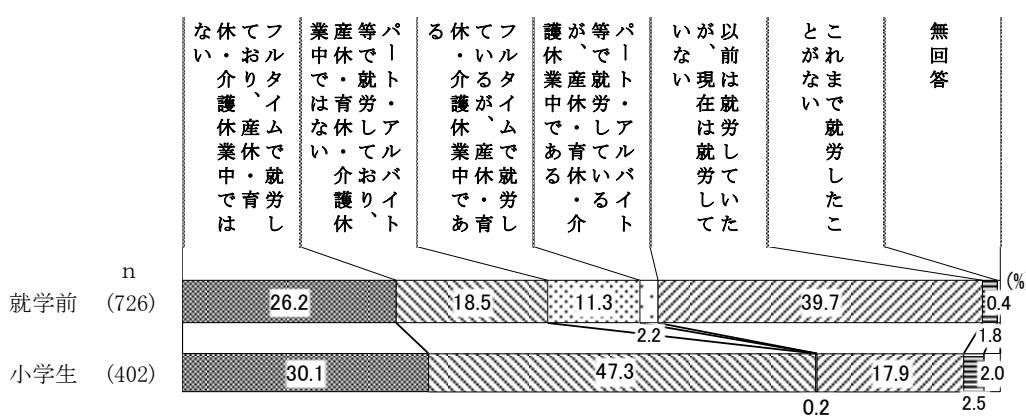
（2）母親の就労状況と意向

■母親の就労状況

就学前調査では、《フルタイム》は37.5%、《パートタイム》は20.7%となっており、フルタイムの方が16.8ポイント高くなっています。なお、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は39.7%となっています。

小学生調査では、《フルタイム》は30.3%、《パートタイム》は47.3%となっており、フルタイムの方がパートタイムの方が17ポイント高くなっています。なお、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は17.9%となっています。

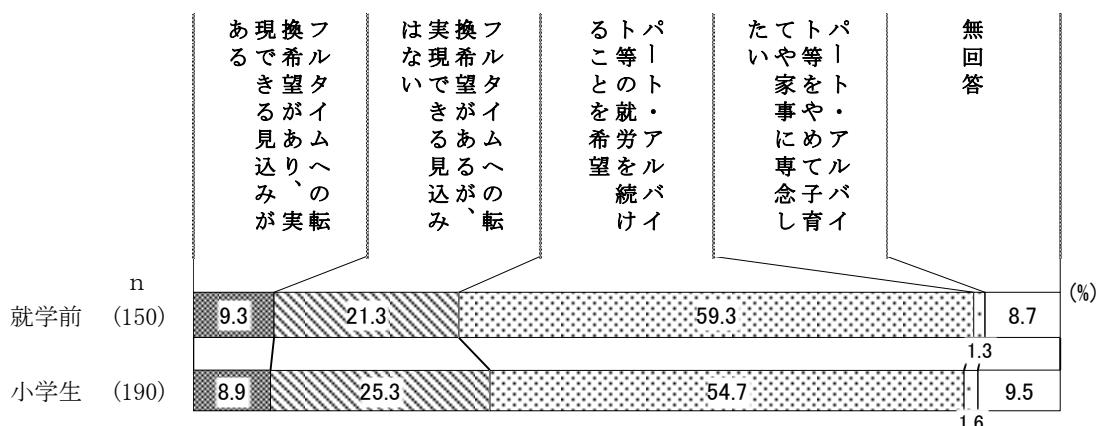
なお、平成25年度実施調査と比較すると、就学前調査の《フルタイム》が32.1%、小学生調査の《フルタイム》が28.8%と、いずれも増加しています。



■母親のフルタイムへの転換希望

就学前調査では、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 59.3%と最も高く、「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」が 21.3%となっています。

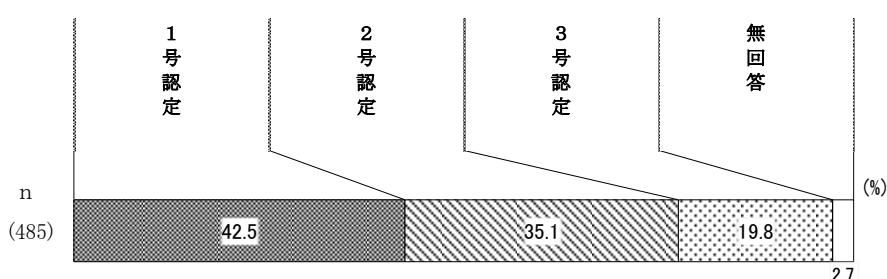
小学生調査では、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 54.7%と最も高く、「フルタイム転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が 25.3%となっています。



(3) 定期的な教育・保育事業の利用状況

■子どもの認定種別

子どもの認定種別は「1号認定」が 42.5%, 「2号認定」が 35.1%, 「3号認定」が 19.8%となっています。

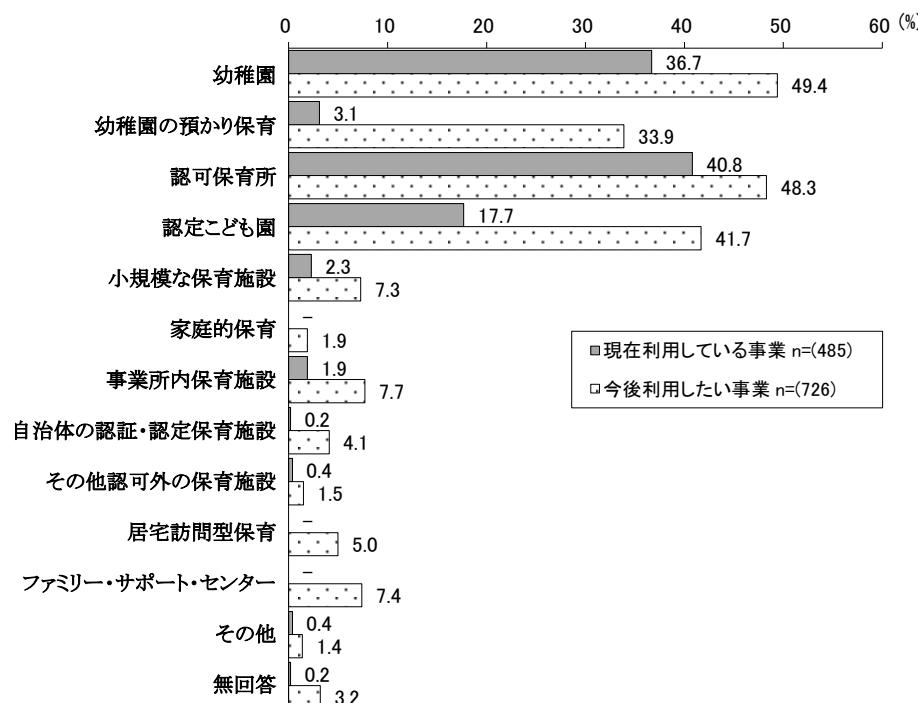


■定期的に利用している平日の教育・保育事業

定期的に利用している平日の教育・保育事業は、「認可保育所」が40.8%、「幼稚園」が36.7%、「認定こども園」が17.7%となっています。

■定期的に利用したい平日の教育・保育事業

定期的に利用したい平日の教育・保育事業は、「幼稚園」が49.4%、「認可保育所」が48.3%、「認定こども園」が41.7%となっています。



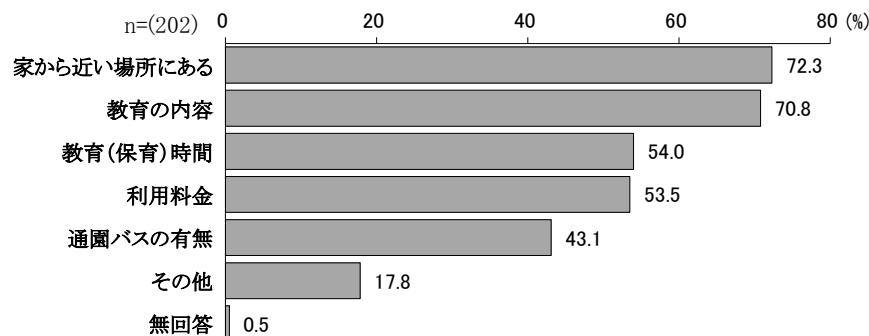
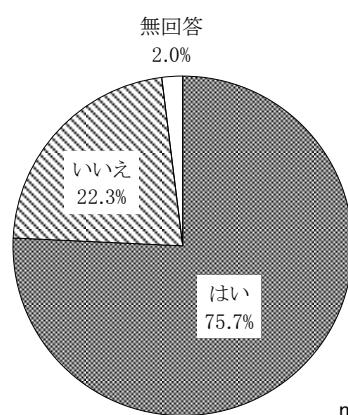
■特に幼稚園の利用を強く希望するか

※前問で「幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「幼稚園の預かり保育」に○をつけ、かつそれ以外の教育・保育事業にも○をつけた方に質問。

特に幼稚園の利用を強く希望するかについては、「はい」が75.7%となっています。

■教育・保育施設を選ぶ際に重視した点

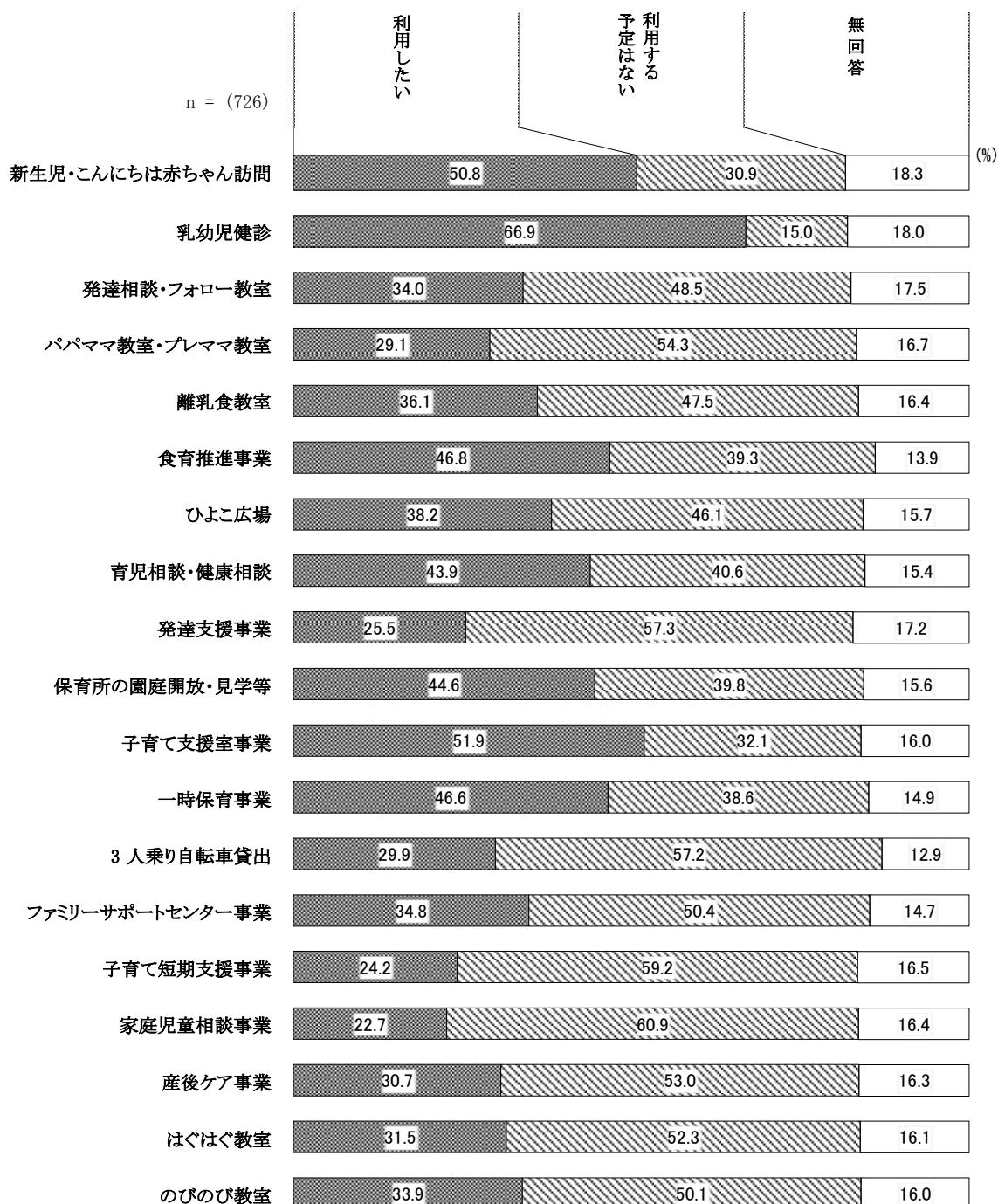
教育・保育施設を選ぶ際に重視した点としては、「家から近い場所にある」が72.3%、「教育の内容」が70.8%と高くなっています。



(4) 地域の子育て支援事業の利用

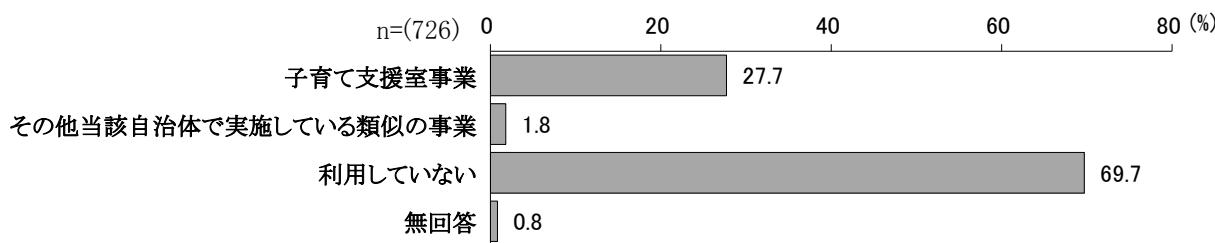
■各事業の利用意向

各事業の今後の利用意向が高い上位5項目は、「乳幼児健診」66.9%、「子育て支援室事業」51.9%、「新生児・こんにちは赤ちゃん訪問」50.8%、「食育推進事業」46.8%、「一時保育事業」46.6%となっています。



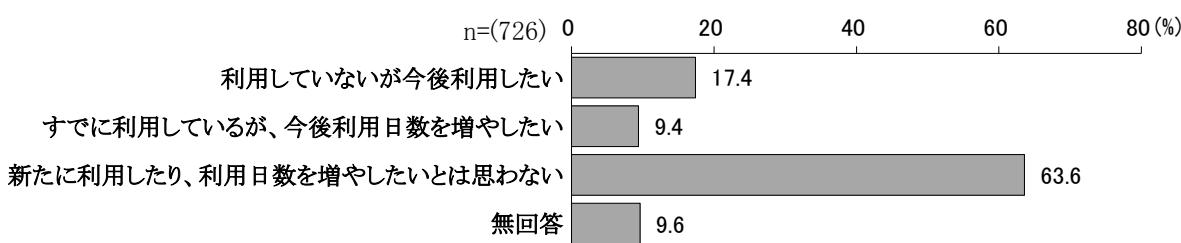
■子育て支援室事業の利用状況

子育て支援室事業の利用状況は、「子育て支援室事業」が 27.7%となっています。なお、「利用していない」は 69.7%となっています。



■子育て支援室事業の利用意向

子育て支援室事業の利用意向は、「利用していないが今後利用したい」が 17.4%となっています。なお、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」は 63.6%となっています。



子育て支援室の様子



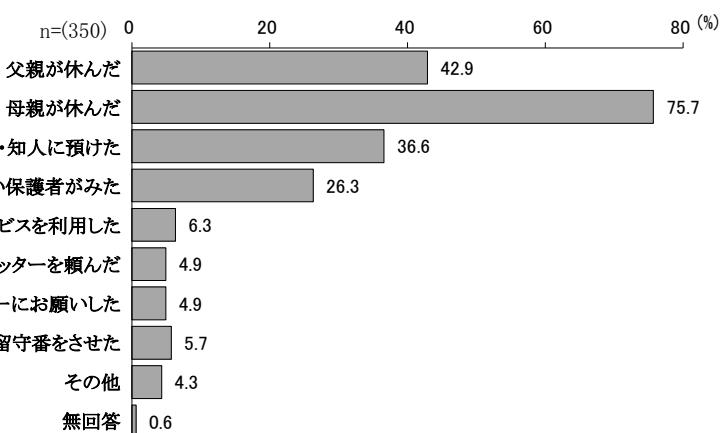
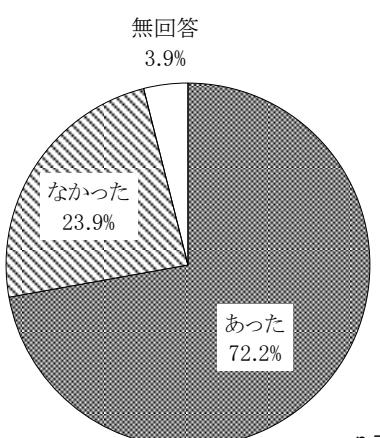
(5) 病気の際の対応

■病気やケガで通常の事業を利用できなかった経験

この1年間に、病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった経験が「あった」は72.2%となっています。

■教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法

病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法としては、「母親が休んだ」が75.7%と最も高く、以下「父親が休んだ」が42.9%,「(同居者を含む)親族・知人に預けた」が36.6%,「就労していない保護者がみた」が26.3%と続いています。

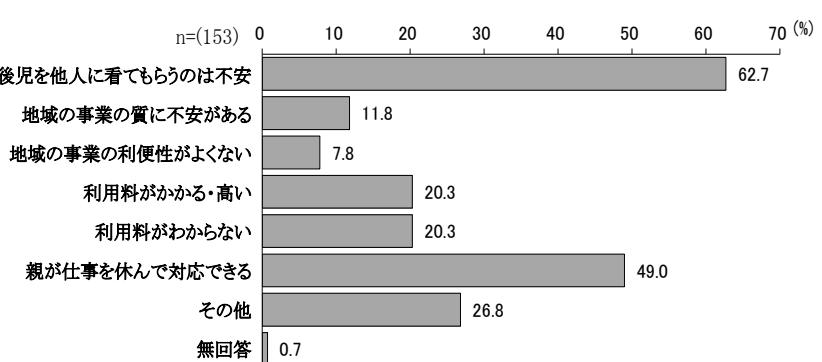
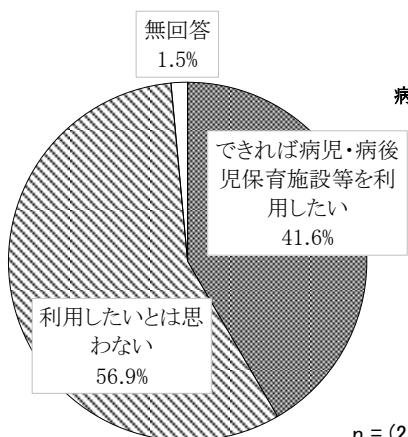


■父親・母親が休む際の病児・病後児保育施設等の利用意向

父親・母親が休む際の病児・病後児保育施設等の利用意向は、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が41.6%となっています。なお、「利用したいとは思わない」は56.9%となっています。

■病児・病後児保育施設等を利用したくない理由

病児・病後児保育施設等を利用したくない理由としては、「病児・病後児を他人に見てもらうのは不安」が62.7%と最も高く、「親が仕事を休んで対応できる」が49.0%となっています。



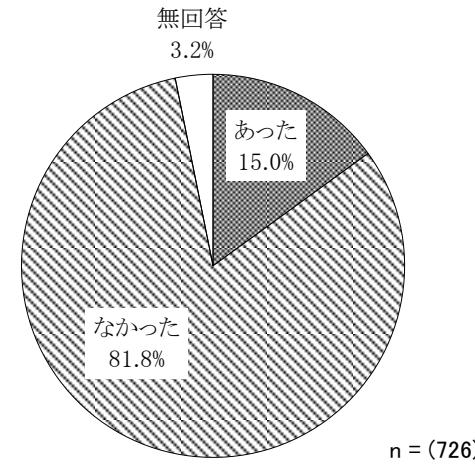
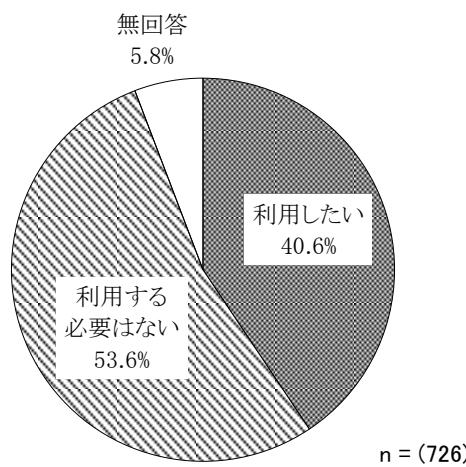
(6) 一時預かり事業の利用

■不定期な教育・保育事業の利用意向

不定期な教育・保育事業の利用意向は、「利用したい」が40.6%となっています。

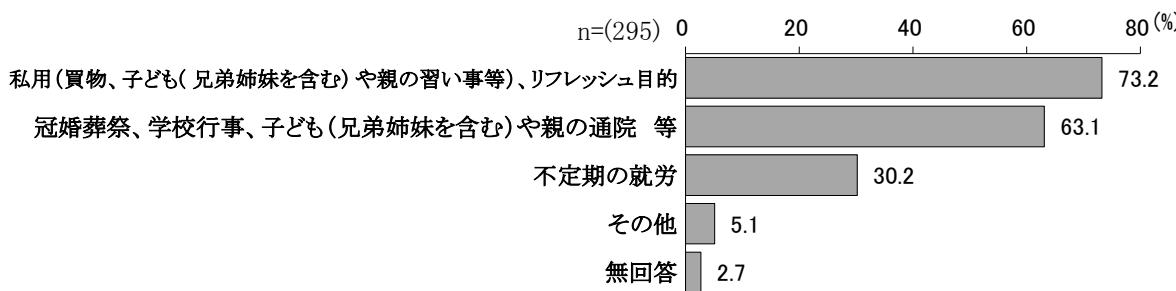
■宿泊を伴う一時預かりが必要な機会の有無

宿泊を伴う一時預かりが必要な機会が「あった（預け先が見つからなかった場合を含む）」は15.0%となっています。



■不定期な教育・保育事業の利用目的

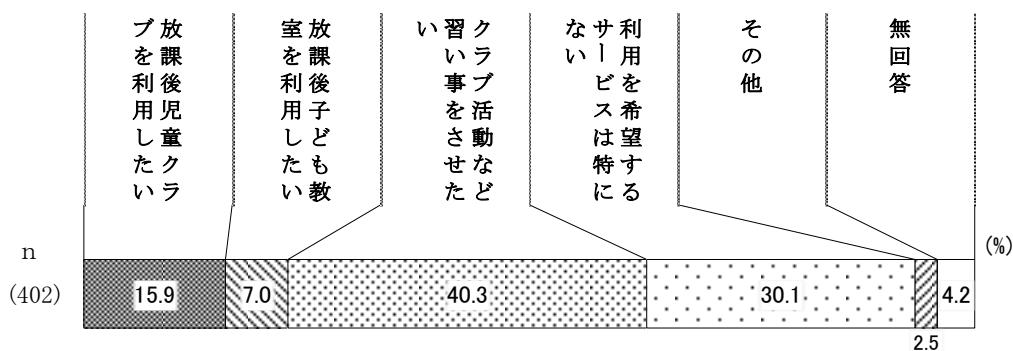
利用目的は、「私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等)、リフレッシュ目的」が73.2%、「冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等」が63.1%となっています。



(7) 就学後の放課後の過ごし方

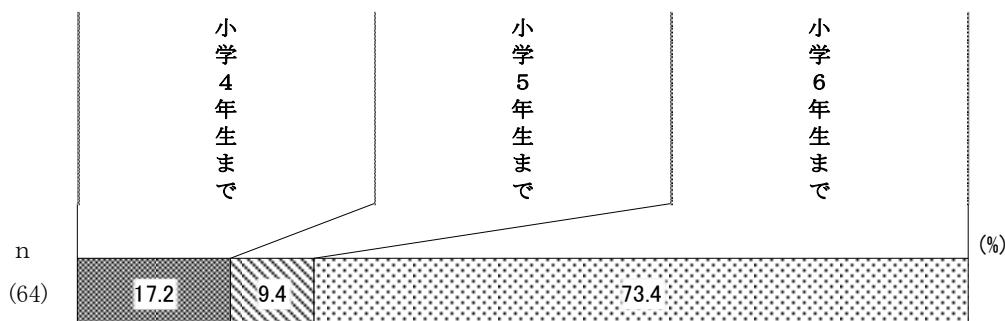
■ 小学4年生以降の放課後の過ごし方の希望

小学4年生以降の放課後の過ごし方の希望としては、「クラブ活動など習い事をさせたい」が40.3%と最も高く、「放課後児童クラブを利用したい」が15.9%、「放課後子ども教室を利用したい」が7.0%となっています。また、「利用を希望するサービスは特にない」が30.1%となっています。



■ 「放課後児童クラブ」回答者の希望利用学年

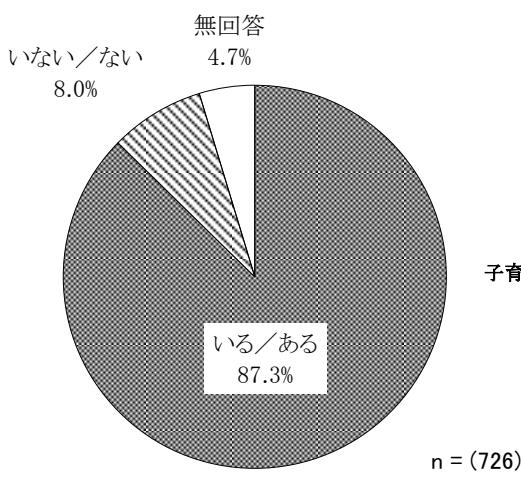
「小学6年生まで」の利用を希望する回答が73.4%を占めています。



(8) 子育てをする上での相談相手の状況

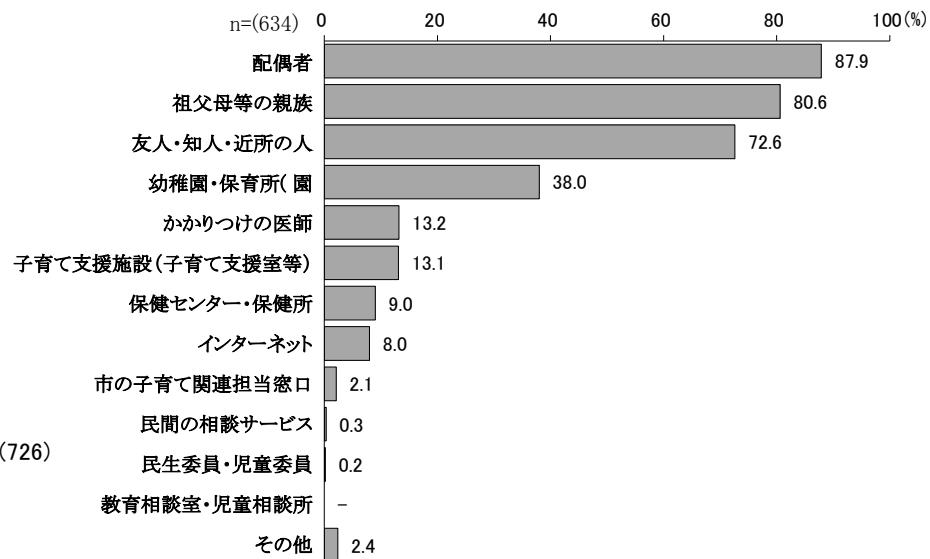
■子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無

子育てに関して気軽に相談できる人・場所などが「いる/ある」は87.3%を占めています。



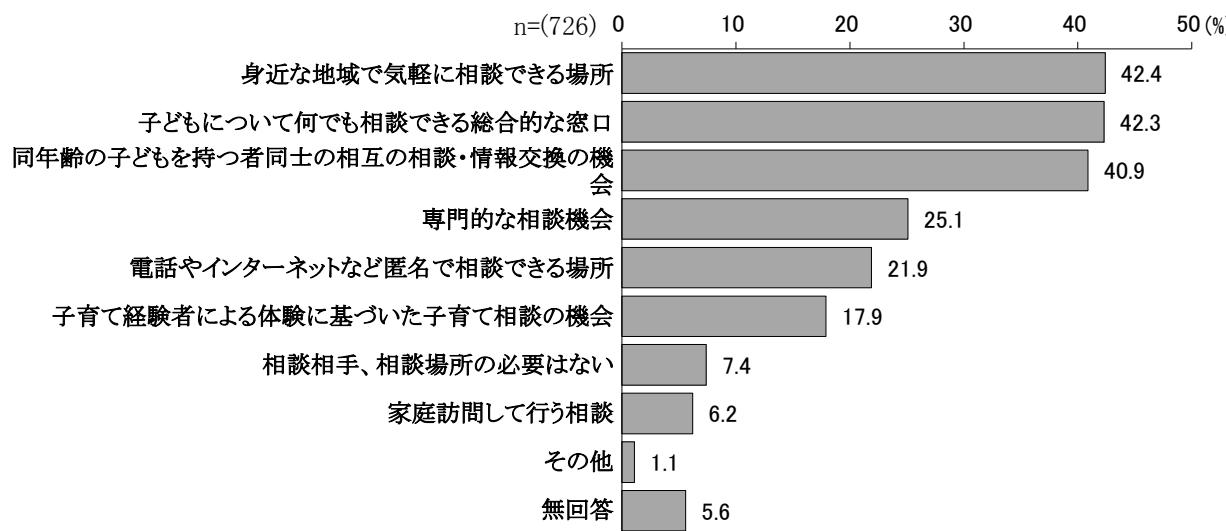
■子育ての相談先

子育ての相談先としては、「配偶者」が87.9%と最も高く、以下「祖父母等の親族」(80.6%), 「友人・知人・近所の人」(72.6%)と続いています。



■相談先へ希望すること

相談先への希望としては、「身近な地域で気軽に相談できる場所」(42.4%)と「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口」(42.3%)が4割を超えて高く、「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の機会」(40.9%)が続いている。



5 子ども・子育てワークショップ開催結果

「第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた基礎資料とすることを目的として、子ども・子育てワークショップを開催しました。

子ども・子育てワークショップでは、子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）では把握しきれない市民の生の声を聴き取るとともに、本市がどのような取り組みをしていくとよいか等について話し合っていただきました。

回数	日時	参加人数	内容
第1回	2019年(令和元年)6月29日(土) 13:30~15:30	23名	子育てについて、普段の生活の中で気になっていること、困っていること
第2回	2019年(令和元年)7月13日(土) 13:30~15:30	22名	気になっていること、困っていることに対して何ができるのか（取り組みや解決策）

テーマ	困り事・課題	解決策
福祉施設・サービス等について	<ul style="list-style-type: none"> 待機児童が解消されない 保育園の開始時間が遅い 市立幼稚園の延長保育がない 子どもを気軽に預けられる場所がない 保育園が足りていない 保育士の人材が不足している 市内に病児保育施設が足りない 習い事送迎タクシー、送迎付添人がほしい ベビーチャイルドシッターの利用が低い 共働きでないと児童クラブに入れない 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士の人数を増やす、待遇を見直す 保育施設を増やす 兄弟姉妹が別々の保育園にならないような配慮をする 病児保育施設をつくる 出生届の時にクーポンを渡す（タクシーカードやファミリーサポートセンター利用券）
子育て施策について	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時に対応できるファミリーサポートセンターがない 子育て支援室の利用方法がわからない 0～3歳児が遊べる企画が少ない 平日に習い事をさせたいが、送迎の手段がない 	<ul style="list-style-type: none"> 市内循環バスを目的別に利用しやすくする 子育て支援室と児童館を連携する 保育園でも送迎バスを出すようにする デマンドタクシーの利用方法を工夫する
学校について	<ul style="list-style-type: none"> 中学校を自分で選べない 自宅から小学校、中学校の距離が遠くて大変 みらい平地区に中学校が足りない 	<ul style="list-style-type: none"> 学校選択制を導入する スクールバスを出す 中学校新設について再考する
子育てにかかる経済的負担について	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当受給の現況届のための証明書発行手数料がかかる 子どもの医療費がかかる 中学校入学にかかる費用が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 制服などのリサイクル交流会を各地域で行う 医療費の無料化、中学生まで無料にする 市が観光事業を盛り上げて財政難を解消する

テーマ	困り事・課題	解決策
子育て情報や相談について	<ul style="list-style-type: none"> ママがリフレッシュできる環境が少ない 地域の子育ての不安や悩みを相談するところがよくわからない 幼稚園情報をまとめたものがない 子育て相談を利用するハードルが高い 移住してきた人が多く、地域情報がわからない 	<ul style="list-style-type: none"> SNSなどを用いた情報を提供する ファミリーサポートセンター等利用する前に参加型ファミリーサポートセンター利用体験会などを開催する 子育て情報冊子を発行する 年配ボランティアを活用する
地域とのつながりについて	<ul style="list-style-type: none"> 子ども自治会など行ってくれる人がおらず、つながり求めていない人も多い 自治会がなく、近所の方と知り合うきっかけが少ない 役割（役職）に対する抵抗感が高い 寺小屋のような場所がない 地域の方とのコミュニケーションの機会が少ない 気軽に子どもへ声を掛けるのがためらわれる雰囲気がある 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で安心して声掛けできるようにする 子どもからお年寄りまで楽しめる行事をする 自治会とはどんなものかレクチャーしてくれる機会を作る こども食堂、子ども同士の交流、食の確保に力を入れる
居場所について	<ul style="list-style-type: none"> 家の近くに公園がない うるさいと苦情があり、子ども達がのびのびと遊ぶ場がない そもそも人が集まっている場所がよくわからない 室内遊具（大型）がない 公園にトイレがなく不便 子育て支援室や児童館の不足 子どもが外遊びをしていない 親と遊ぶ場がない 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティセンターを利用する 閉校になる小学校の建物を有効活用して交流サロンをつくる みらい平地区以外にも公園をつくる 学校開放をして、子どもたちが遊べる環境をつくる
安全な暮らしについて	<ul style="list-style-type: none"> 空き家が多くて安全面が不安 歩道の街灯が少ない 防犯カメラ等は市内通園通学路にない 信号がない交差点がある ガードレールがない通学路がある 	<ul style="list-style-type: none"> 空き家、危険な場所、街灯、ミラー、信号の調査をする 防犯散歩ボランティアを行う 地域の見守りサポーターをもっと気軽にできるようにする 危険だなと思った時、気軽に匿名で意見できる意見箱を各所に置く
仕事と家庭の両立について	<ul style="list-style-type: none"> 会社の働き方改革が進んでいない 働いた場合、子どもと過ごす時間が少なくなる 時間休の制度が浸透していない 	<ul style="list-style-type: none"> ノー残業月間、歩合制、フレックス出勤、在宅勤務、副業など、企業が積極的に多様な働き方を導入する

6 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本市の現況について、第1期のつくばみらい市子ども・子育て支援事業計画の達成状況、就学前児童及び小学生児童の保護者への子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）結果及び子ども・子育てワークショップ開催結果並びにつくばみらい市子ども・子育て会議での検討から、次の課題（テーマ）がみえてきました。

① 多様なニーズに対応する教育・保育環境の充実

保護者の就労等により保育に欠ける児童の保育施設の確保のため、多様な保育サービスの提供及び保育環境の整備等、質的な向上が必要です。さらに、在宅育児家庭の保護者の育児疲れ解消や行事参加等のため、全ての家庭を対象とした子育て支援策が必要です。

子ども・子育てワークショップ開催結果では、「待機児童が解消されない」「保育士の人材が不足している」「保育園の開始時間が遅い」等と、教育・保育環境の改善への意見が多数上がり、より効果的に子育て支援策に取り組む必要があります。

また、子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）結果では、利用している教育・保育の施設の場所は、7割を超える方が家の近くの施設を利用できている一方で、利用者全体の6.2%が「本当は家の近くの施設（居住地区内または隣接地区）に通いたかったが施設の空きがなかった」と回答しています。今後の拠点の設置、整備等については、需要予測等も含め、様々な観点から判断し、検討する必要があります。

② 子どもの健やかな成長の支援

近年、子どもたちは、直接体験が不足しているのが現状であり、子どもたちに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を豊かにすることは極めて重要な課題となっています。豊かな人間性や価値観の形成、子どもたちの基礎的な体力や心身の健康の保持増進のための取り組みが必要とされるなか、本市の第1期子ども・子育て支援事業計画の達成状況では、小中学生の乳幼児とのふれあい事業や地域スポーツ活動事業の推進がやや遅れている状況です。

次代を担う子どもたちが、個性や能力を十分に発揮し、変化の激しい社会をたくましく生きる力を培い、人間性豊かに成長していくため、地域、学校、行政、社会が互いに連携し、地域全体で子どもたちを健やかに育んでいくよう、努めていくことが求められます。

③ 子育てしやすいまちづくりの推進

今後、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に対応するため、未就学人口の推移を注視しながら一定の量的確保を進めるとともに、一人ひとりの成長に応じた発達の保障や妊娠・出産から学齢期まで子どもの健やかな成長につなげるための施策の充実に努め、未就学児童数の減少に対応した施策展開を図る必要があります。

また、子ども・子育てワークショップでは、「子どもが外遊びをしていない」「親と遊ぶ場がない」等、遊び場が少ないという意見が多数みられました。また、地域のつながりや異年齢交流（子ども同士）、多世代交流（子どもと高齢者）の必要性についての意見もありました。交流の場のあり方やつながりづくりの観点から、拠点等の場づくりやあり方について検討する必要があります。

④ 子育てと仕事の両立支援

女性の社会進出が進んでいく中で、子育てと仕事の両立は子育て家庭の大きな課題です。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など法制度は整備されましたが、男性は仕事、女性は家庭という固定的な性別役割分担意識が未だ社会に残っており、子育て中の父母が働きやすい環境が実現したとは言い難い状況です。子育てと仕事の両立のためには、女性だけではなく、男性にとつてもワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が必要です。家庭や地域においても個性と能力を発揮して生活できるように、意識啓発や働き方・暮らし方の見直しを推進していく必要があります。

子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）結果では、現在フルタイムで働いている母親が前回調査と比べると増加しており、働く女性への仕事と子育ての両立支援や経済的支援など、様々な保育サービスを充実させ、実情に即した取り組みを進めていく必要があります。

今後も子育て世帯における核家族化、共働き世帯化が考えられるなか、安心して産み、育てることができる環境づくりが重要な課題となっています。

第3章 目指す子育て支援の方向

1 計画の基本理念

本計画は、未来の主役である子どもたちが、心豊かに健やかに育っていくための環境を整えていくための計画です。

そのためには、子育て支援の一層の充実はもちろんのこと、地域社会を構成する一員として子どもを主体とした施策を展開し、子どもたちを地域全体で見守り育んでいくこと、そして子ども自身が自らの力で成長し、やがては未来の地域の担い手となることを支援していくことが大切です。

市民・地域・行政が協力し合い、地域の宝である子どもたちの成長を温かく見守り、その生きる力を応援するまちづくりを進めます。

以上の観点を踏まえ、地域をあげて子育て家庭への支援を力強く推進するために、「第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」では、その基本理念を次のとおりとします。

みんなで見守ることの笑顔
～すくすく育つ“みらい”的子～

2 計画の基本的な視点

基本理念に沿い、また前計画及び国から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて、次に掲げる3点を本計画の具体化を進める上での「基本的な視点」とします。

「子どもの健やかな成長の視点」

「親として育ちの視点」

「地域で子ども・子育てを支援する視点」



3 計画の基本目標

前述の基本理念と基本的な視点に立って、次の4つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

- 基本目標1 質の高い幼児教育・保育サービスの充実**
- 基本目標2 地域で子育てを支えるまちづくり**
- 基本目標3 子どもの育ちを支える社会環境づくり**
- 基本目標4 仕事と生活の調和を実現した子育て環境づくり**

基本目標1 質の高い幼児教育・保育サービスの充実

一人ひとりの発達の特性に応じた適切な関わりや、子どもの個性や創造性をのばし、豊かな人間性を育む質の高い幼児教育・保育の安定的な提供及び子どもの健やかな成長を図るため、保育の質的拡大と質的充実に努めます。

また、地域で活動する子育て支援団体等と連携を強化し、きめ細やかな保育サービスの効果的・効率的な提供に努めます。

基本目標2 地域で子育てを支えるまちづくり

子どもたちの健やかな成長を確保していくために、地域に開かれ、保護者のみならず地域の人々との協働による支援や見守り活動への参画等をとおして、在宅で子育てを行う家庭を含めた、幅広い子育て家庭への支援を図ります。

また、子育てネットワークを生かし、地域全体で子育てを支える体制の更なる強化を図り、相談体制、情報提供の充実に努め、子育て世代の交流や支援を推進します。

基本目標3 子どもの育ちを支える社会環境づくり

自らの考えや意見を持ち、主体的に行動する力を身につけ、夢や目標を達成できる自立した子どもの育成を図ります。

また、出産・育児の支えや、障がい児及びひとり親家庭などへの支援のため、医療・保健・福祉・教育・就労・公園等のまちづくりなど多方面からの事業を推進していきます。

さらに、児童福祉の専門指導員や相談員の資質向上を図るとともに、気軽に子育てに関する相談ができる体制の充実に努めます。

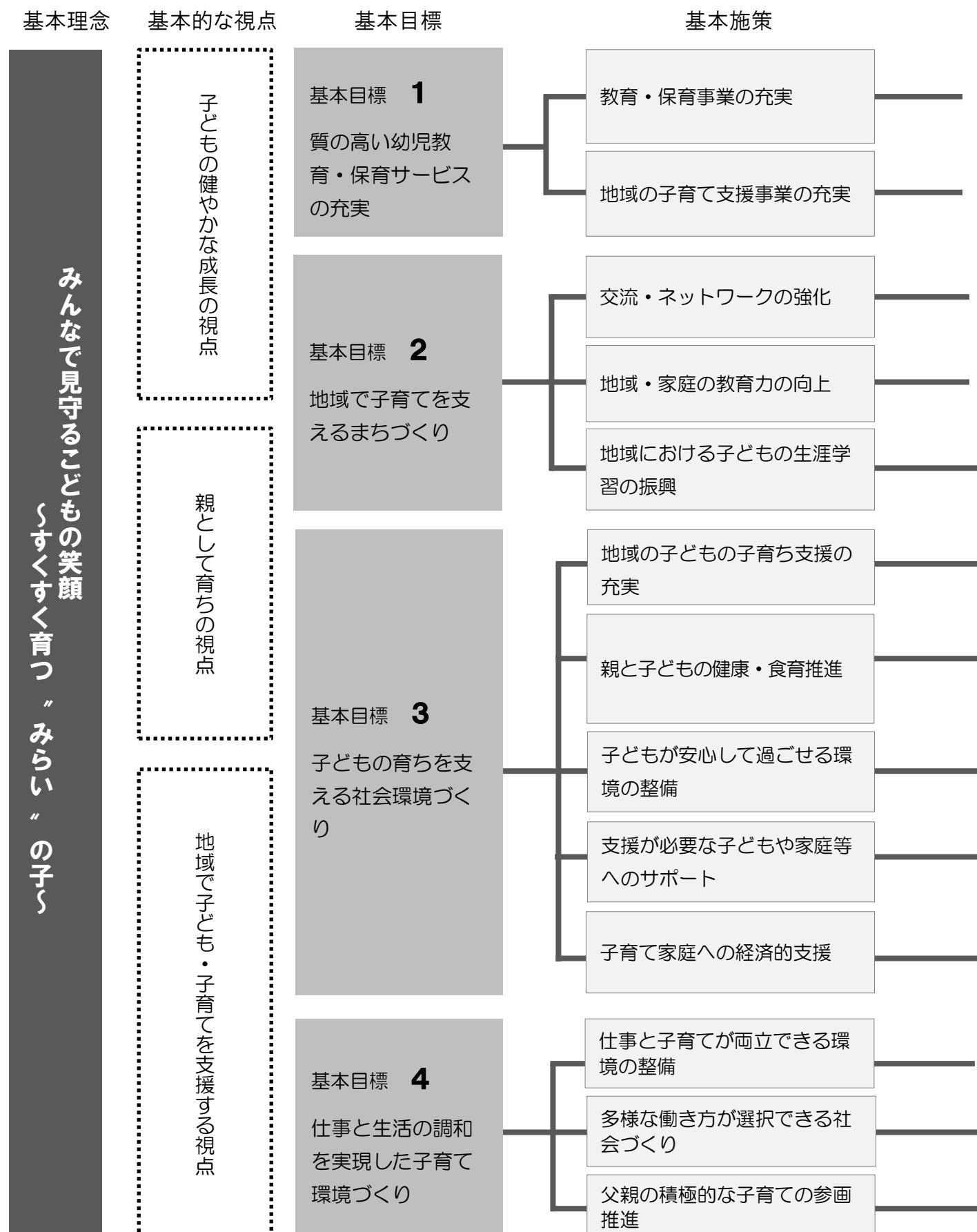
基本目標4 仕事と生活の調和を実現した子育て環境づくり

男女を問わず、働きながら子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりや職場復帰の支援等、引き続きワーク・ライフ・バランスが図られるような雇用環境の整備に努めます。



つくばみらい市公式キャラクター
みらいりんどう

4 施策の体系



施策の具体的な取り組み

- | | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| 1. 教育・保育事業量の確保 (P43) | 5. 企業主導型保育施設との連携 (P44) |
| 2. 民間保育施設の誘致 (P44) | 6. 認可外保育施設利用者への支援 (P44) |
| 3. 保育施設の充実 (P44) | 7. 無償化に伴う未移行幼稚園の副食費補足給付 (P44) |
| 4. 家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育の実施 (P44) | |

- | | | |
|--------------------------|--------------------------------|---------------------------|
| 8. 相談機能の充実 (P45) | 11. 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援室) (P46) | 14. 病後児保育の実施 (P47) |
| 9. 利用者支援事業の実施 (P46) | 12. 赤ちゃんの駅設置事業 (P47) | 15. ファミリーサポートセンター事業 (P47) |
| 10. 地域子育て支援センターの整備 (P46) | 13. 保育所等の延長保育・一時預かり (P47) | 16. 放課後子ども総合プラン事業 (P47) |

- | | |
|---------------------|--------------------------------|
| 17. 保育所開放 (P48) | 20. 子育てボランティアへの参加促進と活動支援 (P49) |
| 18. 開かれた学校づくり (P48) | 21. 高齢者とのふれあい事業 (P49) |
| 19. 子ども会活動の支援 (P49) | |

- | | |
|--|---------------------|
| 22. 子育て講座 (P50) | 25. 小中一貫教育の実施 (P51) |
| 23. 教育相談・適応支援相談・家庭相談 (不登校・非行・いじめ等への対応) (P50) | 26. 確かな学力の向上 (P51) |
| 24. 親子講座 (P50) | |

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 27. ブックスタート事業 (乳幼児に絵本を!) (P52) | 30. 親子でたのしむ読書活動の推進 (P52) |
| 28. 小中学生の乳幼児とのふれあい事業 (P52) | 31. 地域スポーツ活動の推進 (P53) |
| 29. 体験活動事業 (P52) | 32. 中学生出前講座 (P53) |

- | | |
|---------------------------------|-----------------------|
| 33. 青少年育成つくばみらい市民会議の推進 (P54) | 36. 放課後子ども教室の実施 (P55) |
| 34. 学校教育全体を通じた人権擁護意識の普及啓発 (P54) | 37. こども食堂の実施 (P55) |
| 35. 児童館の整備 (P55) | |

- | | | |
|-----------------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 38. 産科医療施設開設の補助 (P56) | 46. 育児相談 (P58) | 53. 任意予防接種 (P59) |
| 39. 不妊治療費等の助成 (P56) | 47. 乳幼児健康診査 (P58) | 54. 地域医療関係機関との連携の充実 (P59) |
| 40. 母子健康手帳の交付 (P56) | 48. 離乳食教室 (P58) | 55. 発達に心配のある子どもへの支援 (P59) |
| 41. 妊娠期の健康教育 (P57) | 49. 親子料理教室 (P58) | 56. 発達支援事業 (P60) |
| 42. 妊産婦・乳児・新生児聴覚検査費助成等 (P57) | 50. 学校給食等 (P58) | 57. 薬物乱用防止・喫煙防止啓発活動 (P60) |
| 43. 産後間もない子育てに不安を持つ母児に対する支援 (P57) | 51. 食生活改善推進員の養成・育成 (P59) | 58. 有害環境排除運動 (P60) |
| 44. 新生児訪問・未熟児訪問・乳児家庭全戸訪問事業 (P57) | 52. 定期予防接種 (P59) | 59. 携帯・ネットワークの利用啓発 (P60) |
| 45. 養育支援訪問事業 (P58) | | |

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 60. 乳幼児向け設備の整備 (P61) | 64. 交通安全対策 (P62) |
| 61. 子育て世帯向け支援 (P61) | 65. 子どもを守る110番の家 (P62) |
| 62. 親しまれる公園づくり (P62) | 66. 防犯対策 (P63) |
| 63. 安全な歩行空間の整備 (P62) | 67. 防災対策 (P63) |

- | | | |
|-------------------|------------------------------|------------------------|
| 68. 生活支援の充実 (P64) | 71. 障がいのある児童・生徒の地域活動支援 (P65) | 74. ひとり親家庭への総合相談 (P66) |
| 69. 障がい児保育 (P64) | 72. 障がい児の支援ネットワークづくり (P65) | 75. 虐待相談事業 (P66) |
| 70. 特別支援教育 (P65) | 73. ひとり親家庭への就労相談 (P65) | 76. 児童虐待防止啓発事業 (P66) |

- | | |
|---------------------------|-----------------------------------|
| 77. 児童手当 (P67) | 81. 特別児童扶養手当 (P68) |
| 78. 児童扶養手当 (P67) | 82. 医療福祉費助成制度 (マル福) (P68) |
| 79. 父子及び母子家庭等福祉金 (P67) | 83. 低所得世帯等児童・生徒への学習支援 (P68) |
| 80. ひとり親家庭に対する支援の充実 (P68) | 84. 生活困窮世帯における子ども等への学習・生活支援 (P68) |

- | | |
|---------------------------------|--------------------|
| 85. 多様な就業形態について啓発と雇用環境の向上 (P69) | 87. 女性の再就職支援 (P69) |
| 86. 育児休暇制度等の周知と取得促進 (P69) | |

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 88. 就労のための資格取得支援 (P70) | 89. 多様な働き方の情報発信 (P70) |
|------------------------|-----------------------|

- | | |
|--------------------------------|-----------------------|
| 90. 固定的性別役割分担意識解消の意識啓発事業 (P71) | 92. 男女共同参画社会の推進 (P71) |
| 91. 父親と子どもの料理教室 (P71) | |

第4章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

1 各施策の展開

施策の具体的な取り組みを、各基本施策から展開します。

なお、事業名の後ろの＜新規＞、＜継続＞、＜拡充＞の意味は、それぞれ次の通りです。

＜新規＞ 計画期間（2020年度(令和2年度)～2024年度(令和6年度)）に新たに取り組む施策

＜継続＞ 以前より取り組んでいる施策

＜拡充＞ 継続施策のうち、計画期間中に事業内容を拡充する施策

基本目標1 質の高い幼児教育・保育サービスの充実

基本施策1 教育・保育事業の充実

現状と課題

女性の就労率の上昇とともに夫婦共働き家庭の増加などにより、保育に対する需要が高まっています。また、パートタイム就労やフレックスタイムでの勤務等により、就労形態や勤務時間が多様化しており、それに応じて保育ニーズも多様化していることから、これらに対応した環境を整備することが課題となっています。

施策の方向性

市民の家庭の状況に応じた利用選択ができるよう、教育・保育サービスに対する必要ニーズ量に対応できる施設環境の充実に努めます。

施策の具体的な取り組み

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
1	教育・保育事業量の確保 ＜拡充＞	市民の教育・保育に対する希望に対し、必要な事業量を供給します。	保育料無償化に伴い、さらに教育・保育ニーズが高まることが想定されます。既存の民間保育施設との協議や公立幼稚園・保育所の利用定員の変更について検討していきます。	こども課 学校総務課

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
2	民間保育施設の誘致 <拡充>	教育・保育のニーズに対応できるよう必要な施設の確保に努めます。	保育料無償化に伴い、さらに教育・保育ニーズが高まることが想定されることから、必要に応じて精査し、民間保育施設の誘致等を積極的に推進していきます。	こども課
3	保育施設の充実 <継続>	保育施設の改修等を進め、安全で安心な保育環境づくりに努めます。	既存の老朽保育施設の改善等を進めるとともに、地域性に応じた施設の定員数や規模・立地などの適正化を含めた施設環境の整備に努めます。	こども課
4	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育の実施 <継続>	地域の特色ある保育の担い手の確保を図ります。	既存施設の保育の質が低下しないよう、訪問・検査の結果から改善・向上を促していくとともに、連携施設の確保に努めます。	こども課
5	企業主導型保育施設との連携 <継続>	市内の企業主導型保育施設と連携を図り、待機児童数の軽減に努めます。	「企業主導型保育施設」の整備が推し進められていることから、新規参入事業者には助言・指導を行い、各施設との連携を密にしていきます。	こども課
6	認可外保育施設利用者への支援 <継続>	市内の認可外保育施設が提供する保育の質の向上、利用者の利便性向上を図ります。	認可外保育施設利用者が安心してサービスを受けられるよう、施設の保育状況の確認・指導を強化します。また、利用者への情報提供を推進します。	こども課
7	無償化に伴う未移行幼稚園の副食費補足給付 <新規>	未移行幼稚園の副食費補足給付により利用者の負担軽減を図ります。	認定こども園等利用者との公平の観点から、新制度に移行していない幼稚園の副食費の補足給付を行います。	こども課

基本施策2 地域の子育て支援事業の充実

現状と課題

一時的な就労やリフレッシュ等の一時預かりサービスのニーズも増えており、共働き家庭のみならず、全ての子育て家庭を対象とする支援の充実が求められています。時間の延長、土日の開設、及び保育ニーズが多様化しており、きめ細かいサービスの提供が必要です。

施策の方向性

安心して出産や育児ができるように、子育て世代包括支援センターを設置し、「こども家庭支援室」と連携しながら、妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの相談に応じ、必要なサービスを紹介するとともに、子育て中の親子の地域での孤立や不安を軽減するための、相談体制・情報提供体制の強化に努めていきます。

また、一時預かり、病後児保育事業や小学生を対象とする放課後子ども総合プラン事業等についてもより一層充実させていきます。

施策の具体的な取り組み

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
8	相談機能の充実 <継続>	身近な場所で集い、悩みを分かちあえる環境づくりと同時に、子育てをする中で生じる様々な問題等に対して適切な対応をとることができるように、相談機会の確保に努めています。	地域子育て支援拠点事業（子育て支援室）の場、乳幼児健診及び母子保健事業等で、子育ての悩みを軽減していくとともに、保護者への育児支援を継続していきます。また、各関係機関と連携し、切れ目のない支援を継続し、相談体制の充実を図ります。	こども課 健康増進課

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
9	利用者支援事業の実施 <継続>	一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会を実現するため、各々のニーズに対応するため、地域との関わり築くとともに、育児や地域社会との孤立化を防止するための予防的なコーディネート機能を発揮するよう努めていきます。	子育て支援を必要とする妊産婦・乳幼児・子育て中の保護者に対しサービスの情報提供を行うとともに、必要かつ適切なサービスが円滑に利用できるよう支援します。また、「子育て世代包括支援センター」と「こども家庭支援室」は、情報の共有及び連携を図り、関係機関と連携し、包括的及び継続的に切れ目のない支援を実施していきます。さらに、個々の状況に応じて家族と地域資源とをつなげるとともに、子育て家庭に対する理解及び支援を求める働きかけを地域に向けて行います。	こども課 健康増進課
10	地域子育て支援センターの整備 <継続>	妊娠時期から出産・育児に係る子育て中の親子の方々が気軽に集い、楽しくふれあい、遊びやお話をしたり、友達になったりできる場を提供するとともに、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、育児に対する情報提供など地域の子育て支援の核となる子育て支援センターの整備を図ります。	母子保健及び子育て支援サービスを必要とする妊産婦、乳幼児、子育て中の保護者等に対して、多種多様なサービスや情報提供を行うとともに、個々のケースに応じた支援プラン等を策定しながら、包括的及び継続的に切れ目のない支援を継続実施していきます。	こども課
11	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援室) <継続>	乳幼児及びその保護者が相互交流し、ふれあい遊びや友達になったりする場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などが気軽にできる地域の子育て支援拠点の設置を進めます。	常設型と出張型の取り組みにより、市内全域で子育て中の親子が交流を図りながら、相談や情報を取得できる環境を整備すると共に、ペアレンツ・トレーニング等により、子育ての悩みを軽減し、保護者への育児支援を継続していきます。	こども課

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
12	赤ちゃんの駅設置事業 <継続>	乳幼児を抱える保護者が安心して外出できる社会環境を整え、もって、子育てにやさしい街づくりを官民協働で推進します。	子育て中の保護者が積極的に乳幼児と一緒に外出しやすい環境を充実させるため、民間事業所への協力依頼や事業への賛同など、赤ちゃんの駅設置に向けたアプローチを継続的に実施していきます。	こども課
13	保育所等の延長保育・一時預かり <継続>	延長保育は利用者ニーズに合わせ、受け入れ拡大等に努めています。また、保護者の就労の有無にかかわらず、子育て中の方がリフレッシュするための一時預かり等の保育サービスを充実させていきます。	現存の事業を継続実施しながら、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育における延長時間の拡充や一時預かり事業の実施施設の増設等のニーズを把握し、必要性を精査していきます。	こども課
14	病後児保育の実施 <拡充>	児童が病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所等に付設された専用スペースにおいて保育を行います。	病後児保育の新たな受け皿確保のほか、病児保育も視野に入れて、近隣市の対応施設等の利用も想定し、地域連携型の事業についても検討していきます。	こども課
15	ファミリーサポートセンター事業 <継続>	「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を会員として、妊娠婦または12歳までの子どもを有する保護者を対象に、児童の預かりや送迎等を行います。	利用会員の保育ニーズ量に安定して対応できるよう、協力会員の必要数の確保に努めます。	こども課
16	放課後子ども総合プラン事業 <継続>	すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な環境づくりに努めます。	児童数が増加しているみらい平地区においては、入級希望児童を受け入れるため、教室や支援員の必要数を確保していきます。また、小学校の適正配置計画の進捗状況等も鑑み、今後の児童クラブの方向性も検討していきます。特別な配慮が必要な児童に対しては、必要に応じて適切な対応をします。	生涯学習課

基本目標2 地域で子育てを支えるまちづくり

基本施策1 交流・ネットワークの強化

現状と課題

近年、地域のつながりや世代間の交流が少なくなり、子どもは、地域社会との接触の機会も少なくなっています。その結果、子どもが社会の一員としての自覚と責任感を持ち、自立に向けての一歩を踏み出すことが難しくなっています。そこで、子どもが自尊心や社会性を身につけるため、子ども同士や異世代との交流の場の提供が求められています。

施策の方向性

子育て家庭に対し、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域で活動する団体・サークル間の情報交換や子育て支援機関との連携による子育てネットワークの拡充を進めます。また、市民の子育てサークル等への参加を促し、地域の子育て活動の場の確保や活動の支援に努めます。さらに、子育てボランティアの育成やその活動を支援するなど、地域における子育て活動の充実を図ります。

施策の具体的な取り組み

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
17	保育所開放 <継続>	地域と連携し、安全で安心できる開放のあり方を模索し、保育所の開放を推進していきます。	「園庭解放」「あそびの広場」などの交流事業により、地域の理解を深め、地域全体で子育てを支える体制の強化を図ります。	こども課
18	開かれた学校づくり <継続>	学校が学校運営の状況等について積極的に情報発信することにより、保護者・地域住民等に信頼される、開かれた学校づくりを推進します。	ホームページ等による積極的な情報発信に取り組んでいきます。また、学校関係者評価等の実践事例を通して、学校評価の充実に取り組んでいきます。	教育指導課

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
19	子ども会活動の支援 <継続>	各地域で結成されている子ども会が、子どもたちを中心として自主的に活動し、仲間づくりや異年齢交流の場となるよう支援していきます。また、市内の子どもたちが一堂に会して交流できるような機会の創出に努めています。	社会で求められる仲間とのコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、異なる他者と協働する能力等を育むため、様々な体験活動や異年齢交流を行い、地域コミュニティー構築の確立へ向けた継続的な活動を支援していきます。	生涯学習課 社会福祉協議会
20	子育てボランティアへの参加促進と活動支援 <継続>	子育て経験者と子育て中の方が協働でボランティア活動に参画することで、ボランティアならではの柔軟な子育て支援活動の促進を図ります。	市と社会福祉協議会が共催して、子育てボランティア講座を開講し、双方の強みを生かしながら、ボランティアの育成と活動を推進していきます。また、ボランティアならではの視点や意見を重視し、地域と一緒に活動を展開していきます。	こども課 生涯学習課 社会福祉協議会
21	高齢者とのふれあい事業 <継続>	地域または福祉施設等での定期的な高齢者との交流機会の創出や高年クラブとの交流など、様々な機会を活用して高齢者とのふれあいを推進していきます。	先進地の取り組みや、市内の各施設による取り組み方法等を共有することで、施設にあった事業を模索・実施してもらい、交流の機会の充実を図ります。	こども課 介護福祉課

子育てボランティアの様子



基本施策2 地域・家庭の教育力の向上

現状と課題

子どもが、基本的な生活習慣や倫理観・自制心・自立心等の人格の基礎を形成する上で、もっとも基本となるのが家庭における教育です。ところが、少子化・核家族化の進行に伴い、家庭の教育力が低下し、また、都市化により地域のつながりが希薄になるにつれて、地域で家庭教育について相談できる相手も少なくなってきており、地域や学校等の豊かなつながりのなかでの家庭教育の充実が一層求められます。

施策の方向性

子どもたちが心身ともに元気に成長できるよう、幼児期・学童期のそれぞれの時期に応じて、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携した総合的な学習体制を整備することにより、子どもの育成を図るとともに各家庭の子育て力の向上を図ります。

施策の具体的な取り組み

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
22	子育て講座 <継続>	幼児を持つ父母を対象に、心豊かに子育てができるよう、幼児教育に精通している講師を招き子育てに関する講座「みらい親楽講座」を開催していきます。	今後もニーズに合わせて、内容を検討しながら、継続していきます。	生涯学習課
23	教育相談・適応支援相談・家庭相談 (不登校・非行・いじめ等への対応) <継続>	不登校や非行、いじめなどの未然防止及び解消のために、児童生徒、またはその保護者を対象に行う指導、並びに相談活動を充実させるとともに、地域での見守り活動の推進に努めています。	不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援及び教育相談の充実を図ります。また、研修会を通じて、市内教職員の資質の向上に努めています。 さらに、学校、こども家庭支援室及び児童相談所は、連携を密にして、訪問や相談等の支援活動を実施していきます。	こども課 教育指導課
24	親子講座 <継続>	親子で共に参加し、共に学びながら子どもたちの健やかな成長と、子どもたちの自主性と協調性の養成に向けた「わくわくチャレンジ講座」などを開催していきます。	小中学生を対象とした、年齢の異なる集団による体験活動を中心に、子どもたちのニーズに合わせながら、今後も内容を検討しつつ継続していきます。	生涯学習課

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
25	小中一貫教育の実施 ＜継続＞	各中学校区の実態に応じて目指す児童生徒像に向か、小学校と中学校の学習・生活の連続性を図り、PTAをはじめ、学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくりを進めています。	これまでの取り組みの中で各中学校区の特徴や実態を生かした「施設分離・連携型小中一環教育」を推進してきたが、今後は更に保幼小連携による就学前教育を推進していきます。また、小学生の中学校体験など、横のつながりを意識した活動にも力を入れていきます。	教育指導課
26	確かな学力の向上 ＜継続＞	基礎、基本を確実に身に付け、自ら学び、自ら考える力を育むために、主体的な学習態度と学び方を身に付けた児童生徒の育成と、教職員の資質の向上を図り、指導内容の充実に努めます。	教職員のさらなる授業力向上や幼小中の連携及び家庭との連携に努め、幼児・児童・生徒の学びに対する意欲や態度を育成していきます。	教育指導課

親子講座の様子



基本施策3 地域における子どもの生涯学習の振興

現状と課題

生涯学習は、子どもの人格形成を育む上で重要な役割を果たしています。各家庭の子育て力を向上することにより、青少年の健全な育成が促進されます。本市では、図書館等で家庭教育に関する事業を実施していますが、今後も社会全体で家庭教育を支援していく必要があります。

施策の方向性

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、幼児期・学童期のそれぞれの時期に応じて、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携した総合的な学習体制を整備することにより、子どもの育成と併せて各家庭の子育て力の向上を図ります。

施策の具体的な取り組み

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
27	ブックスタート事業（乳幼児に絵本を！） ＜継続＞	3～4か月児健診時の支援事業として、赤ちゃんとその保護者向けに、絵本の入ったブックスタートパックを手渡し、赤ちゃんとその保護者が、絵本を介してコミュニケーションをとることを応援していきます。	3～4か月児健診時に来られなかった方へ、ブックスタートパックを手渡す方法を検討していきます。 また、ブックスタートからのフォローアップとして0～2歳児向けおはなし会を継続していきます。	生涯学習課 (図書館)
28	小中学生の乳幼児とのふれあい事業 ＜継続＞	幼稚園、保育所、学校が連携し、子育てボランティアの協力を得ながら、小中学生が乳幼児とふれあえる機会と、自分より小さな子どもの世話をする機会を充実させていきます。	体験学習をスムーズに受け入れられるよう、各幼児教育施設に対する情報提供をするとともに、学校と関係各課の連携により、体験学習の具体的な取り組みについて協議していきます。	こども課 教育指導課
29	体験活動事業 ＜継続＞	幼稚園・保育所の年長児の農業体験や、小中学生の職場体験、宿泊体験等の社会学習機会の充実に努めています。	体験活動が可能な施設の紹介等、体験事業を推進する取り組みを継続していきます。	教育指導課
30	親子でたのしむ読書活動の推進 ＜継続＞	読み聞かせ会や読書相談、ボランティアによる小学校での読み聞かせ訪問活動を通して、子どもの頃からの読書体験を推進していきます。	おはなし会だけでなく、子どもが本を手にするきっかけづくりとしての事業（科学あそび等）を引き続き実施していきます。	生涯学習課 (図書館)

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
31	地域スポーツ活動の推進 <継続>	体育協会やスポーツ少年団活動などの支援をし、自主的、主体的にスポーツを通じて健康な体を養い、仲間づくりや自分の持つ能力の發揮などができるように努めていきます。また、多世代の市民がそれぞれの体力や年齢、興味、目的に応じた地域スポーツ活動と一緒にできるよう総合型地域スポーツクラブ「スポーツクラブみらい」と連携を図りながらスポーツ活動を推進していきます。	スポーツフェスティバル等を通じ多世代がスポーツに触れ合える機会を確保します。また、スポーツクラブと連携し、地域スポーツの充実を図ります。	生涯学習課 (スポーツ推進室)
32	中学生出前講座 <継続>	男女共同参画を推進していくには、一人でも多くの人に正しく理解してもらい、意識を持って行動してもらうことが大切です。その一環として、思考の柔軟な段階にある中学生を対象に、男女共同参画のあり方や取り組みを考える機会として、中学校に赴き講座を実施しています。	今後も、男女共同参画社会実現にむけて、各学校と協力しながら事業を継続して実施していきます。	地域推進課

平成30年度スポーツフェスティバルの様子



基本目標3 子どもの育ちを支える社会環境づくり

基本施策1 地域の子どもの子育ち支援の充実

現状と課題

児童の自立心の育成、心身の調和のとれた発達のためには周囲の環境が重要です。また、地域全体で健全育成支援に関わることにより、子どもが成長し、自立していくものと考えられることから、子どもたちの健全な居場所づくりや青少年健全育成に関する施策を充実していくことが必要です。

施策の方向性

地域全体で子育てに理解や関心を持ち、児童生徒が放課後安心して過ごせる場所の確保に努め、市民と子どもとの接点を増やした体験活動を充実し、地域との連携を強化します。

施策の具体的な取り組み

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
33	青少年育成つくばみらい市民会議の推進 ＜継続＞	青少年の健全育成を目指し、市民・企業・団体等の協力のもと、薬物乱用防止啓発活動、ふれあい交流事業、教育講演会、演劇鑑賞会、支部会活動を推進していきます。	次代を担う青少年が、自ら生きがいを持ち、自立心を養い、自己の確立を目指すことができるよう、地域住民、学校、関係機関・団体と連携を図り、青少年の健全育成運動を推進していきます。	生涯学習課
34	学校教育全体を通じた人権擁護意識の普及啓発 ＜継続＞	発達段階に応じて男女共同参画の理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう、人権教育に関する指導の充実に努めます。	幼児・児童・生徒の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした教育の充実を図ります。	教育指導課

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
35	児童館の整備 <継続>	児童館を地域における子育て支援の拠点の一つとして位置づけ、子ども同士や子育て中の親同士が交流したり、小中学生、高校生などの全ての子どもが学習や遊びができる場に加え、子どもたちが健やかに育つ地域づくりを進める場としてさらなる充実を図るために、児童館の整備や運営について検討していきます。	健全な子どもの育成のため、子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくることを目的として、市の地域特性を考慮しながら、児童館の整備や運営について検討していきます。	こども課
36	放課後子ども教室の実施 <継続>	放課後に子どもたちが安心して活動できる居場所をつくり、未来のつくばみらい市を創る心豊かでたくましい子どもの健全な育成のため、つくばみらい市放課後子ども教室を実施していきます。	子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図るつくばみらい市放課後子ども教室の役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上に努めます。	生涯学習課
37	こども食堂の実施 <継続>	地域の子どもたち、保護者、及び高齢者等に対し、多世代交流、地域での居場所づくり及び食育等を目的に、低料金による食事を提供し、子どもの健やかな成長を支えるとともに、地域の人とふれあい、豊かな人間性及び社会性を身につけることができるこども食堂を実施していきます。	各関係機関や地域と協働し、令和2年度以降に、月1回こども食堂が開催できるよう検討していきます。	社会福祉課 こども課 社会福祉協議会

ほっこりサロンの様子



基本施策2 親と子どもの健康・食育推進

現状と課題

本市の合計特殊出生率は全国を上回る水準で推移していますが、人口置換水準の2.07と比べると大きく下回っています。妊娠期から子育て期の多くの保護者が、出産や子育てについて不安等を抱えていることから、子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の体制を構築し、子育てしやすいまちを推進していくことが重要です。

施策の方向性

妊娠・出産・育児の各段階における妊婦や子育て家庭への支援を推進するため、健診等の母子保健事業の充実を図るとともに、子育てサービス等に関する知識の普及や相談・指導を充実していきます。

乳幼児と子育て家庭の健康づくりのため、食育に関する学習や離乳食づくりなどを実施します。また、学校給食では地域の農家との協力により地産地消と併せて、安心・安全な食事の提供に取り組んでいきます。

施策の具体的な取り組み

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
38	産科医療施設開設の補助 <新規>	「みらいこども基金」を活用し、市内に産科医療施設を開設する方に対して補助を行います。	市内に産科医療施設の誘致を行い、市民が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を行います。	健康増進課
39	不妊治療費等の助成 <継続>	特定不妊治療を受ける子育て世代への経済的負担の軽減を図るため不妊治療に要する費用の一部を助成します。また、男性不妊治療費や不育症検査及び治療費の助成についても、実施します。	助成内容については国・県の動向を確認しながら引き続き事業を実施していきます。	健康増進課
40	母子健康手帳の交付 <継続>	母子保健法に基づき、妊娠の届出をした方に妊娠婦の健康管理と子どもの健やかな成長・発達のために健診又は保健指導の記録をするための母子健康手帳を交付します。届出者全員と面接し、不安や悩みに早期から対応できるよう、また、妊娠中から継続してきめ細かな援助・指導を行えるよう努めています。	継続的に支援が必要な場合には、関係機関・医療機関と連携しきめ細かな支援を実施していきます。また、電子母子健康手帳を導入します。	健康増進課

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
41	妊娠期の健康教育 <継続>	「パパママ教室」・「プレママ教室」を開催し、子育てについて夫婦で考えるきっかけづくりの場を提供し、共に協力して子育てできるよう支援します。また、妊娠中の悩みや不安を軽減できるよう努めていきます。	参加者のニーズを把握するためアンケートを実施し、妊娠中の不安が軽減できるなるような内容を検討していきます。	健康増進課
42	妊産婦・乳児・新生児聴覚検査費助成等 <継続>	妊産婦・乳児に対し、医療機関で実施する健康診査の費用を助成し健康管理の確保に努めます。また、新生児期において先天性難聴児の早期発見を目的として検査費用の助成を行います。	妊産婦・乳児の健康管理及び先天性難聴児の早期発見に努めるよう、今後も引き続き実施していきます。	健康増進課
43	産後間もない子育てに不安を持つ母児に対する支援 <継続>	産婦健康診査(産後2週間及び4週間)により、産婦の心身の健康状態を確認し、産後早期から母子に対する支援を行っていきます。地域の中で支援者がなく、育児不安を持つ母児に対し、育児知識・技術の習得や保護者同士の交流ができる「はぐはぐ教室」や助産師によるケアが受けられる「産後ケア事業」を行い、不安の軽減を図っていきます。	継続した支援が行えるように、委託機関や母子保健事業の教室等と連携を図っていきます。	健康増進課
44	新生児訪問・未熟児訪問・乳児家庭全戸訪問事業 <継続>	生後4か月頃までの新生児・乳児を対象に、助産師、保健師が訪問し、子どもの発育、生活環境など育児上必要な助言を行っていきます。また、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、適切なサービス提供に結び付けることにより地域の中で育児が行えるようにしていきます。	継続した支援が行えるように、健診、教室等の母子保健事業との連携を図っていきます。	健康増進課

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
45	養育支援訪問事業 <継続>	出産後の育児ストレスや産後うつなどの問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれのある家庭への相談・支援を行います。	乳児家庭全戸訪問事業、母子保健事業及び家庭相談等による訪問事業で把握した支援が必要な家庭に対して継続的な支援の充実を図ります。	こども課 健康増進課
46	育児相談 <継続>	ひよこ広場や子育て支援室等の利用者を対象に、体重測定、育児・栄養相談を実施していきます。電話相談や来所相談に隨時対応していきます。	子育ての悩みを解消し、保護者が不安なく育児に取り組めるよう、引き続き実施していきます。	健康増進課
47	乳幼児健康診査 <継続>	3～4か月児健診・1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診（集団健診）を実施し、心身の発達を確認し、早期に適切な支援を行うため受診率の向上に努めます。1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診においては、歯科健康診査を実施し、希望者に対しフッ素塗布を行うことでう歯予防に努めています。	5歳児健診については、実施の必要性を含め健診実施後の支援体制の整備についても検討していきます。	健康増進課
48	離乳食教室 <継続>	保護者に対し離乳食の作り方や食べさせ方など講話や試食を通じて指導し、離乳食に関する不安が解消できるよう努めています。	保護者のニーズを把握するため、アンケート調査を実施し内容の充実を図ります。	健康増進課
49	親子料理教室 <継続>	親と子が共に調理し、食事の大切さを知り、望ましい食習慣を早期から身につけることを親子に知ってもらえるように、親子クッキング教室の充実に努めています。	ホームページを活用し、メニューを紹介するなど広報活動を行い、多くの親子が参加できるよう普及啓発します。	健康増進課
50	学校給食等 <継続>	子どもたちが、学校給食を通じて生涯にわたっての自己管理能力や基本的な生活習慣が育まれるよう幼稚園や学校との連携を図りながら、食育の推進に努めています。	給食だより等の掲示資料の作成や、給食時における指導として、学校訪問や授業等による園児・児童・生徒への食に関する指導を行い、食育を推進していきます。	学校総務課 (給食センター)

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
51	食生活改善推進員の養成・育成 <継続>	食生活改善推進員は、地域の食育、食習慣改善の実践者であるため、食生活に関する知識の普及と啓発に向け、推進員の育成に努めていきます。	ホームページを活用し食生活改善推進員の活動を紹介するなど、広報活動を行い、新たな会員が増え円滑な活動ができるよう支援します。	健康増進課
52	定期予防接種 <継続>	個人の疾病予防や、地域における感染症蔓延予防に向け、予防接種に関する知識の普及と予防接種の接種率の向上に努めていきます。	保護者が、予防接種を計画的に行えるよう、電子母子手帳の導入について検討していきます。	健康増進課
53	任意予防接種 <継続>	任意接種については、発症予防と疾病の重症化予防をするとともに、接種費用の助成を行い、保護者の経済的負担を軽減します。	疾病の発症及び重症化を予防するため、今後も引き続き実施していきます。	健康増進課
54	地域医療関係機関との連携の充実 <継続>	親や子どもの健康の確保・増進に向けて地域医療機関との連携を充実していきます。また、乳幼児は健診や治療とともに、発育発達・育児・予防接種を含めた幅広い関わりが必要なので、かかりつけ医を持つことを奨励していきます。子どもの健康管理に日頃から気軽に相談や指導を受けることができる身近なかかりつけ医を持つことの大切さの啓発に努めます。	今後もかかりつけ医の大切さを啓発するとともに、地域の医療機関との連携に努めます。	健康増進課
55	発達に心配のある子どもへの支援 <継続>	発達に心配のある子どもや親子関係に問題のある子どもに対して、発達相談（個別相談）により適切な指導をしていくことで、子どもの発育を促し、保護者の育児を支援していきます。「キッズランド」・「まめキッズ」では、集団遊びを通して子どもの発達を促すとともに、親子関係をよりよいものにしていくよう支援していきます。	発達支援事業と連携し継続した支援の充実を図ります。	健康増進課

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
56	発達支援事業 <継続>	発達にはらつきや遅れのある子どもとその保護者に対し個別相談・指導及び集団指導等を行い、将来の自立に向けた支援の場を提供します。また、市内の保育所等を臨床心理士が巡回し、保育士、教諭から発達に関する相談を受けるとともに集団生活の中で発達の促進が円滑に進むよう、指導方法について助言します。	「子どもの発達支援」について、関係機関と連携し組織的に支援していくよう検討していきます。	健康増進課
57	薬物乱用防止・喫煙防止啓発活動 <継続>	青少年の非行に対する共通の理解と認識を深め、薬物乱用防止や喫煙防止を啓発するため、関係機関と連携して街頭キャンペーン・PRグッズの配布等を実施しています。	今後も青少年の非行防止に向け、地域の協力体制を構築します。	生涯学習課
58	有害環境排除運動 <継続>	有害図書については、青少年に有害な環境を排除するため、販売店への協力要請など地域の協力を得ながら排除活動を推進していきます。また、タバコやアルコールなどについても、販売店への協力依頼など地域の協力を得ながら取り組みを強化していきます。	有害図書、タバコやアルコール等の有害環境の排除に向け、地域の販売店等との協力体制を構築します。	生涯学習課
59	携帯・ネットワークの利用啓発 <継続>	保護者に対し、メディアとの上手な付き合い方や、正しい子育て等の情報提供に努めます。また、携帯電話やSNSサービス等が児童・生徒のいじめを助長する事件が発生している中で、正しい使い方について、啓発活動を進めています。	児童生徒の携帯電話等の所持率を把握するため、実態調査に取り組むとともに、携帯電話やSNSサービス等の利用方法について、啓発活動を行います。	こども課 健康増進課 教育指導課

基本施策3 子どもが安心して過ごせる環境の整備

現状と課題

子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）結果や子ども・子育てワークショップ開催結果から、住まいの地域で、子どもが巻き込まれる事故や犯罪の発生に不安を感じている保護者が多いことが分かり、子どもの安全・安心の環境を整えていくことが求められています。子どもや保護者の居場所を創出し、保護者同士や地域とのつながりを育むとともに、市民、事業者、行政などが連携し、保護者が子どもを育てる 喜びを実感できる環境をつくっていくことが重要です。

施策の方向性

近年、交通機関のバリアフリー化が進み、ベビーカーで外出する子育て家庭にとっては、改善が進んできています。子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）結果では公共施設について、道路環境の整備と公園の整備に対する要望がみられます。これら基盤整備は、将来に向けた財政シミュレーション等を行うとともに、安全な環境づくりに配慮しながら計画的に整備を進めていきます。

子どもたちと子育て家庭が地域のなかで安心して暮らせるよう、交通安全対策や防犯対策を引き続き実施していきます。また、防災対策についても、公共施設の耐震化を図り、安心できる環境づくりを推進するとともに、災害時の要支援者としての妊婦や乳幼児に対する避難対策などに取り組みます。

施策の具体的な取り組み

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
60	乳幼児向け設備の整備 <継続>	庁舎及び公共施設を訪れる子育て親子に対し、ベビーベッド等の、子どもの成長に応じた設備の整備を図ります。	公共施設はもちろん、民間施設での「赤ちゃんの駅」の設置箇所も増やしていきます。	財政課 こども課
61	子育て世帯向け支援 <継続>	子育てしやすい住環境の確保に向けて、公営住宅の維持管理、民間賃貸住宅家賃補助の支援を推進します。	今後も、住民からの情報や各住宅自治会の協力を得て、防犯対策に取り組みながら、住みよい環境維持のため、必要な修繕等を速やかに行い、安全安心な住環境の整備を行っていきます。	開発指導課

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
62	親しまれる公園づくり ＜継続＞	市民が憩い、子どもが安全に遊ぶことができるよう、公園施設の整備に努めていきます。 公園遊具は、専門業者による点検を毎年実施し、点検結果に基づき補修や撤去を行います。また、市職員も遊具等の日常点検を適宜行い、細かな変化や劣化を見逃さないように努めます。	引き続き、定期点検や日常点検を行い、適宜危険箇所の補修などを実施し、施設利用者に快適で安全な憩いの場を提供します。	都市計画課
63	安全な歩行空間の整備 ＜継続＞	子どもたちを交通事故から守り、通行の安全を確保するため、道路の利用状況を把握し、実情にあった道路安全対策を進めています。既存道路については、安全で快適な通行、交通事故の防止を図るために、歩道の設置や路肩の拡幅、カラー舗装による歩行空間の確保、路面表示による自動車交通の速度抑制を行います。	引き続きカラー舗装等の整備を進めながら、子どもたちの通行の安全を確保できる道路の整備を行っていきます。	建設課
64	交通安全対策 ＜継続＞	幼児・児童の交通事故を防ぐため、常総警察署、交通安全協会、交通安全母の会連合会やPTA連絡協議会が協働し、幼稚園・保育所・学校等で交通安全教室を開催するほか、交通安全キャンペーン等の交通安全対策を進めています。また、茨城県土浦土木事務所、常総警察署、関係各課合同で、通学路や散歩コースの安全点検を行い、交通安全施設の整備など総合的な交通安全対策を進めます。	交通安全意識の向上のため、各種事業については、今後も継続していきます。	防災課
65	子どもを守る110番の家 ＜継続＞	地域社会で子どもの安全を確保すること及び地域の見守り活動と緊急時の対応を図るために、子ども安全協力の家の確保を進めています。	趣旨に賛同し、協力を得られる方に学校を通じて、看板を配布し、子どもの安全確保に取り組んでいきます。	学校総務課

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
66	防犯対策 <継続>	茨城県青少年育成協会の推進する「あいさつ・声かけ運動」への取り組みと、市青少年相談員連絡協議会や青少年育成つくばみらい市民会議及び市PTA連絡協議会、防犯協会等、各種団体の協力を得て、通学路などの校外パトロールを行い、地域での防犯対策や見守り活動を推進します。	安全で安心なまちづくりのため、防犯灯や防犯カメラの新設、防犯パトロールは、今後も継続していきます。	防災課 生涯学習課
67	防災対策 <継続>	乳幼児を抱えた家庭が災害時でも安心できるよう減災対策や防災対策を進めます。	福祉避難所の運用マニュアルを検討していきます。粉ミルク・液体ミルクや使い捨て哺乳瓶等、継続して備蓄します。	防災課

防災対策について



市では、アレルギー対応の食糧品を積極的に導入しています。災害という非常時の中でも、誰もが心配なく同じものを安心して食べることができる環境の確保に努めてまいります。

各ご家庭でも、年齢や状況にあわせて、食糧などの備蓄をお願いします。

基本施策4 支援が必要な子どもや家庭等へのサポート

現状と課題

全国的に、ひとり親世帯数の増加や発達の支援が必要な子どもの増加、子どもの貧困など、支援の必要な子どもを守る仕組みづくりが求められています。本市においても、ひとり親世帯数は増加傾向にあります。今後は、支援が必要な子どもやその家庭に対し、健やかに成長することができる環境をつくっていくことが重要です。

施策の方向性

障がい児を抱える家庭やひとり親家庭等の支援を必要とする家庭に対し、支援を行います。

特に、障がい児や発達に関する支援が必要子ども及びその保護者が、身近な地域で安心した生活が送ることができるよう、早期発見、早期療育に努め、乳幼児期から成人期に達するまで、一人ひとりの多様なニーズに対応する一貫した相談支援に努めます。

また、子どもの権利擁護に努め、児童虐待問題に適切に対応できるよう、関係機関との連携を図るとともに、虐待の未然防止や再発防止に努めていきます。

施策の具体的な取り組み

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
68	生活支援の充実 <継続>	各サービス事業所との連携及び協力体制を強めるとともに、要支援児に係る関係部署との情報共有及び連携を密にすることにより、適切な支援が図れるよう努めます。	各サービス事業所と連携を図りながら、障がい福祉サービスの提供体制の確保と周知、適正な制度の運用に努めます。	社会福祉課
69	障がい児保育 <拡充>	保護者との連携を強化するとともに、障がい児に対する研修等により保育士の資質の向上に努め、障がい児と障がいのない児童が共に生活する保育を推進します。	公立保育所において、障がい児の受入れが容易になるよう、受け皿をさらに確保するとともに、障がい児に対する適切な対応がとれるよう、研修等により保育士の資質向上に努めます。 民間施設においても、障がい児に対する加配保育士配置の補助制度の活用を促進し、保護者が安心して預けられる環境を整備します。	こども課

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
70	特別支援教育 <継続>	障がいの状況に応じた教育機会の均等化、障がいのない児童との交流等、きめ細かな教育を進めます。また、特別な支援を必要とする子どもの教育のあり方を研究し、適切な対応に努めます。	居住地校交流及び共同学習についての呼びかけ、特別支援学校による巡回相談や県の専門家派遣事業の周知により、より充実した支援体制を確立します。	社会福祉課 教育指導課
71	障がいのある児童・生徒の地域活動支援 <継続>	障がいのある子どもたちが、日中活動できる場を提供する事業所と連携をとり、障がいのある子及びその家族に対する支援をします。また、特別支援学校での会議等において、教諭又は保護者と意見交換することにより、福祉サービスの利用促進に努めます。	障がい児通所事業所や特別支援学校と連携を取りながら、今後も福祉サービスの利用促進に努めます。	社会福祉課
72	障がい児の支援ネットワークづくり <継続>	全ての市民は、障がいがある子もない子も隔てなく、ともに地域で育つことが当たり前であるというノーマライゼーションの理念の理解と、障がい児を支援するネットワークの構築を推進していきます。障がいのある子の家族で組織する市内の団体、県内の関係団体及び県が実施する会議等に出席することにより、当市で必要とされる支援について情報収集又は情報提供を行います。また、ネットワーク構築の一端として、知的障がいや発達障がいのある子のいる家族を対象に、勉強会や交流会等を行い、親同士または市民団体との交流を図ります。	障がいのある子の家族で組織する市内の団体等の会議等に出席することにより、情報収集又は情報提供を行います。また、障がい児支援、特に医療的ケアが必要な障がい児支援のための関係機関の協議の場を設け、障がい児支援を広く検討していきます。	社会福祉課
73	ひとり親家庭への就労相談 <継続>	ひとり親家庭の生活と自立の安定のため、関係機関との連携の下、必要な技術を身につけるための相談や雇用情報等の提供を充実していきます。	ハローワークやその他の関係機関と連携を図りながら、求人情報の周知を積極的に行っていきます。併せて、高等職業訓練促進給付金事業の周知や情報提供等に努めます。	産業経済課 こども課

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
74	ひとり親家庭への総合相談 <継続>	母子・父子・寡婦福祉金の貸付制度や自立に向けた総合的な相談を行います。ひとり親家庭が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立をし、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう援助し、家庭の福祉の増進を図ります。	様々な支援について説明する際、チェック表を活用し、適切な説明の実施に努めます。また、ひとり親家庭に役立つ便りを年2回発行し、情報提供に努めます。	こども課
75	虐待相談事業 <拡充>	要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待防止のネットワークを構築するとともに、関係機関との円滑な情報交換や連携・市の広報紙等で虐待防止啓発を行い、家庭や学校、専門家と連携を図りながら子どもの権利を尊重し、安心して子どもが成長できるよう、虐待防止相談体制の充実に努めます。	子ども家庭総合支援拠点である「こども家庭支援室」を設置し、市内の地域子育て支援拠点（子育て支援室）や子育てボランティア等と密接な連携を図りながら、ペアレンツ・トレーニング等の手法を活用し、虐待防止の体制強化に努めます。	こども課
76	児童虐待防止啓発事業 <継続>	オレンジリボンキャンペーンを通じて、子どもへの虐待の未然防止、早期発見・対応を推進します。	児童虐待及びその防止の重要性に対する市民の意識向上を図るため、様々な手法や媒体を利用した啓発活動を行い、地域社会全体で子どもを守り育てる体制づくりに努めます。	こども課

オレンジリボンキャンペーンの様子



基本施策5 子育て家庭への経済的支援

現状と課題

子育て家庭では、養育費・教育費等の子育てにかかる経済的負担の家計に占める割合が多く、教育費、医療費、出産費助成等の経済的支援が求められています。安心して子どもを産み、育てることができるよう、子育て家庭の負担を軽減するための支援の充実が必要です。

施策の方向性

子育て中の家庭において、生活費の中で子育てにかかる費用の占める割合は高く、負担に感じている人が多くなっていることから、生活の安定と子どもの健やかな成長を促進するため、保護者に対する経済的支援の充実を図っていきます。

施策の具体的な取り組み

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
77	児童手当 <継続>	児童手当制度について十分な周知を行い、支給対象者への適正・的確な手当支給に努めます。	支給対象者への適正・的確な手当の支給に努め、継続して事業を実施していきます。	こども課
78	児童扶養手当 <継続>	両親の離婚などによって父親または母親と生計を共にしていない児童（18歳の年度末まで）の親（ひとり親）あるいは親に代わってその児童を養育している方に対して、世帯の生活安定と自立促進、児童の健やかな成長のために、児童扶養手当を支給していきます。	支給対象者への適正・的確な手当の支給に努め、継続して事業を実施していきます。	こども課
79	父子及び母子家庭等福祉金 <継続>	事故、疾病、その他の事由により両親を失った、または母子もしくは父子世帯となった家庭の義務教育修了前の児童を監護・養育する方に対し、父子及び母子家庭等福祉金支給のあり方について検討していきます。	支給のあり方について検討していくとともに、母子・父子世帯に関する支援について関係機関等と協議をしていきます。	こども課

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
80	ひとり親家庭に対する支援の充実 <継続>	ひとり親家庭に対する支援措置の強化により母子・父子・寡婦福祉資金制度等、ひとり親家庭への支援を強化します。	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度については、広く利用されるべき制度であることから、広報掲載も含め周知の徹底に努めます。	こども課
81	特別児童扶養手当 <継続>	精神または身体に障がいがある20歳未満の児童を監護している父親もしくは母親、または父母にかわって養育している養育者に対して、特別児童扶養手当を支給します。なお、定期的な障がい状況調査や所得状況調査等を行うことにより、受給者の確認を確実に行い、的確な支援をします。	現在実施している特別児童扶養手当の支給を継続し、経済的な支援を行います。	社会福祉課
82	医療福祉費助成制度（マル福） <継続>	妊娠婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子などの医療受給対象者が健康保険を使って医療機関にかかった場合に、その医療費の一部を茨城県と市が助成を行います。	現在実施している助成を継続しつつ、市民の必要性を把握し、支援の幅の拡大を検討していきます。	国保年金課
83	低所得世帯等児童・生徒への学習支援 <継続>	低所得世帯やひとり親世帯において、生活困窮等に起因して学習の機会を逸している児童・生徒（主に小学4年～中学3年）に対し、地域のボランティアを講師として、学びの場を提供することで、世帯の自立を側面的に支援します。	現在実施している学習支援の場を継続しながら、新たな場所において、毎週1回平日の夕方から夜にかけて学習支援事業が開催できるよう検討していきます。	こども課 社会福祉協議会
84	生活困窮世帯における子ども等への学習・生活支援 <新規>	生活困窮世帯における子ども等に対し、学習支援や生活習慣の改善を支援します。	事業委託や近隣市と連携しての事業実施を視野に入れ、検討していきます。	社会福祉課 こども課

基本目標4 仕事と生活の調和を実現した子育て環境づくり

基本施策1 仕事と子育てが両立できる環境の整備

現状と課題

仕事と家庭の両立について、女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の育児休業取得率が依然として、低いままであることが問題となっています。育児休業制度の利用をさらに促進するとともに、希望する期間・制度が利用できる職場環境づくりを進めることができます。

施策の方向性

子育て家庭に、雇用環境の改善・整備に関する支援施策について周知するとともに、市内企業各事業所との連携により、仕事と育児が両立できる労働環境の改善に努めていきます。

子育て中の親が再就職しやすい環境をつくるために、資格取得の利用の促進を図っていきます。

施策の具体的な取り組み

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
85	多様な就業形態について啓発と雇用環境の向上 <継続>	企業に対して、育児休業の問題、労働条件に関する事項等の周知を図り、また、妊娠・出産期の配慮や短時間勤務などの子育てに優しい多様な就業形態の導入等の広報に努めます。	茨城労働局等と連携し、制度周知に引き続き取り組みます。	産業経済課
86	育児休暇制度等の周知と取得促進 <継続>	関連機関と連携し、育児休暇制度等の取得促進に向けた広報に努めます。	茨城労働局等と連携し、制度周知に引き続き取り組みます。	産業経済課
87	女性の再就職支援 <継続>	結婚や出産で離職した女性への再就職に関する情報を収集・提供し、再就職支援を行う。	ハローワークや県と連携し、女性の再就職に関する情報を収集・提供したり、必要な知識や技能を習得できる機会を提供します。	地域推進課

基本施策2 多様な働き方が選択できる社会づくり

現状と課題

多様化するライフスタイルや価値観が存在する中、就労の形態もさまざまな形がありますが、働きたいと思っている女性の能力が社会で十分に活かされてないことは、女性にとっても、社会にとっても、大きな損失です。働きたいと思う女性が個性や能力に応じて、多様な働き方で社会において活躍できるよう、より一層の支援が求められています。

施策の方向性

多種多様なライフスタイルを持つ個人に合わせて、多様な働き方を選べるよう周知・啓発を進めます。

施策の具体的な取り組み

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
88	就労のための資格取得支援 <継続>	再就職のための技能・技術を身につけたい人への講習等支援事業の情報提供や、国が実施する資格取得に向けた教育訓練給付金制度の利用促進等の広報に努めます。	茨城労働局等と連携し、制度周知に引き続き取り組みます。	産業経済課
89	多様な働き方の情報発信 <新規>	市民に対して、育児・介護休暇制度、短時間勤務制度、フレックスタイム制度、テレワーク制度、副業、産後の再就職等の広報に努めます。	茨城労働局等と連携し、制度の周知を図ります。	産業経済課

つくばみらい市公式キャラクター
みらいりんそう



基本施策3 父親の積極的な子育ての参画推進

現状と課題

国においては、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準であり、男女とも仕事と生活の調和をとることが難しい状況が、女性の継続就業を困難にしているとの指摘もあります。男女が互いを尊重し、高め合いながら仕事・家事・子育てに取り組むとともに、父親の家事・育児の参画の促進を図っていくことが重要です。

施策の方向性

男性・女性のそれぞれの特性を活かして、両者からの子育てへの参加を促します。

施策の具体的な取り組み

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
90	固定的性別役割分担意識解消の意識啓発事業 <新規>	固定観念や性差にとらわれることなく、個性と能力を活かし、幅広い視野を持って、自分らしく社会のあらゆる分野で共に活動していくことの大切さを啓発していきます。	仕事と家庭生活・地域活動の調和を図るために、性別役割分担意識が払拭されるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発を行います。	地域推進課
91	父親と子どもの料理教室 <継続>	「父親と子どもの料理教室」の実施により、父親の子育て参画やワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）について考えてもらう機会を作ります。	子育て世代に向けて、父親の子育て参加やワーク・ライフ・バランスについて考えてもらうきっかけ作りとなるように、今後も継続して実施していきます。	地域推進課
92	男女共同参画社会の推進 <継続>	男女がその人の個性と能力を發揮し、仕事・家庭・地域など様々な分野において共に活動できる男女共同参画社会の実現に向けて、継続的な啓発事業に取り組んでいきます。また、広報紙等により市民が正しい理解を深めるよう男女共同参画の必要性を周知していきます。	男女共同参画社会実現のためのあらゆる情報を、広報紙やホームページへの掲載、リーフレットの配布など、多様な媒体を活用して積極的な情報提供や啓発活動を推進します。	地域推進課

第5章 子ども・子育て支援事業の事業量の見込みと提供体制

1 量の見込みの算出と各定義

1 量の見込みと確保方策

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（＝どのくらい需要があるのか）、対応する提供体制の確保の内容、実施時期（＝いつ・どのくらい供給するのか）を定めることとなっています。

本計画の策定にあたり、各事業の現在の利用状況及び子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）を踏まえて各事業の量の見込みを推計し、目標値を設定しています。

（1）家庭類型の定義

量の見込みを算出するにあたり、国の手引きに従い家庭類型を整理します。家庭類型は、子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）の結果から算出しています。家庭類型の種類は、タイプA～タイプFの8種類となっています。

タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（月120時間以上+64時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（月64時間未満+64時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（双方が月120時間以上+64時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（いずれかが64時間未満+64時間～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

（2）教育・保育認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。

認定は次の1～3号の区分で行われます。

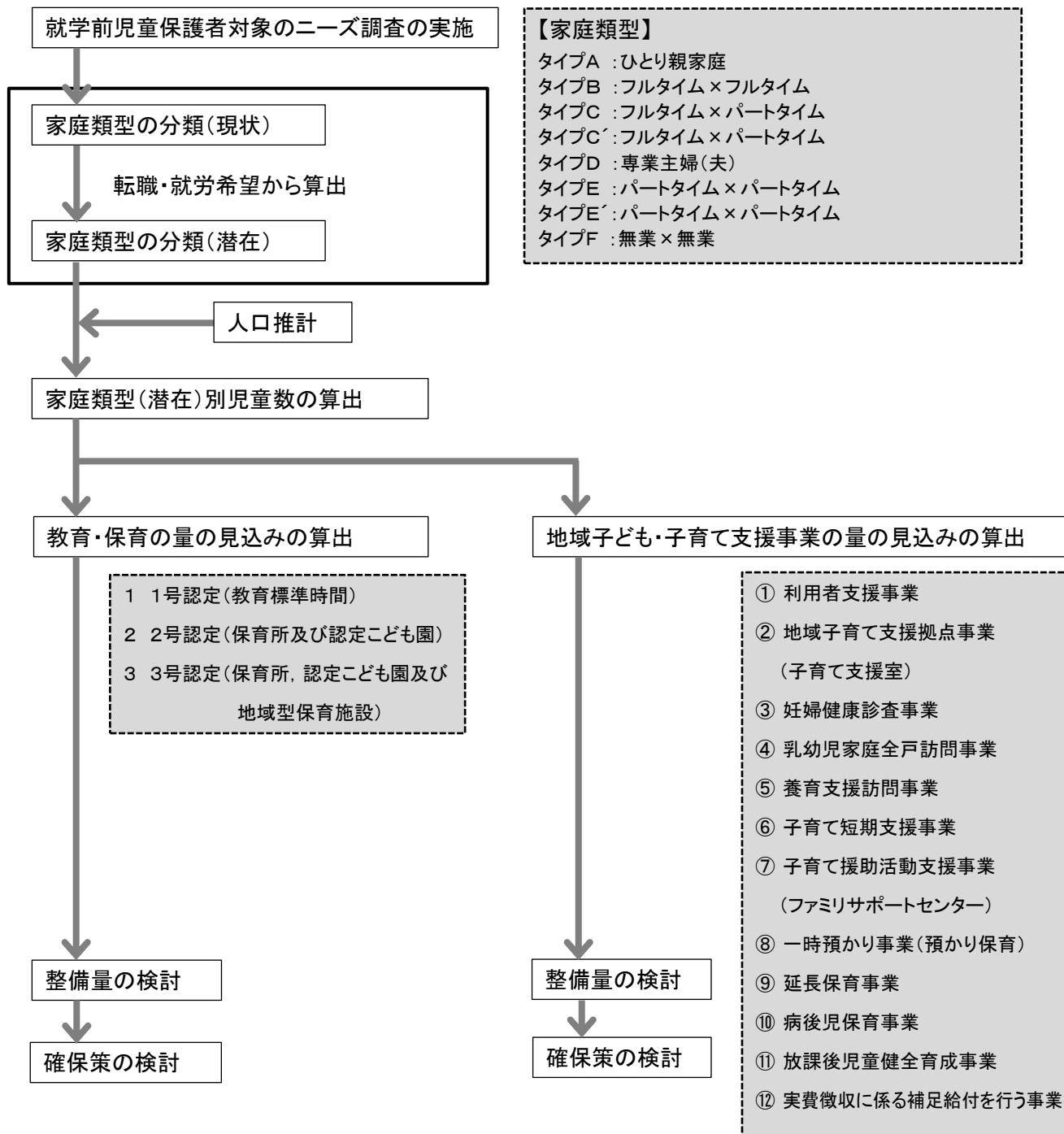
認定区分		子の年齢	保育の必要性	施設等	利用時間
教育標準時間認定	1号	3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園	教育標準時間
保育認定	2号	3～5歳	あり	保育所 認定こども園	保育標準時間 保育短時間
	3号	0歳 1・2歳	あり	保育所、認定こども園 地域型保育施設	保育標準時間 保育短時間

保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本市では保育の必要性に係る就労時間の下限を1ヶ月あたり64時間としています。

(3) 算出の手順

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、就学前児童保護者対象の子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）の結果をもとに、次の手順で推計します。

【教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の推計のフロー】



2 教育・保育施設について

子ども・子育て支援新制度の対象施設（1号～3号認定の受け入れ施設）として、市の確認を受ける教育・保育施設を特定教育・保育施設、3号認定の受け入れ先として、市の確認を受ける地域型保育事業を特定地域型保育事業といい、それぞれ施設型給付、地域型保育給付の対象となります。

図表 教育・保育認定

施設		子の年齢	保育の必要性
教育・保育施設	幼稚園	3～5歳	小学校入学に向けた準備として、教育の基礎を作る施設。
	認定こども園	0～5歳	幼児期の教育と保育を一体的に行う施設。
	保育所	0～5歳	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設。
地域型保育事業	家庭的保育	0～2歳	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）で保育を行う事業。
	小規模保育	0～2歳	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を行う事業。
	事業所内保育	0～2歳	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業。
	居宅訪問型保育	0～2歳	障がい・疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育する事業。

2 教育・保育提供区域の設定

市町村は、量の見込み・確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定することとなっています。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件や現在の幼児期の教育・保育の利用状況、幼児期の教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期教育と小学校教育との連携などを総合的に勘案し、提供区域は市内全域を1区域として設定することとします。

3 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容

(1) 施設型給付及び地域型保育給付事業

事業の概要

施設型給付事業は定期的に利用する教育及び保育事業で、具体的には幼稚園、保育所、認定こども園が対象となります。また、地域型保育給付事業は、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育が対象となります。

量の見込み

計画最終年度の2024年度（令和6年度）は、1号認定の利用者数は638人、2号認定の利用者数は821人、3号認定の0歳から2歳までの利用者数は557人となることが見込まれます。

事業量の確保策

教育・保育のニーズの高まりに対し、保育所、認定こども園の整備も行われています。本計画策定にあたり、整備量と需要の伸びとを勘案し、認定こども園の誘致を進めています。市民の教育・保育ニーズに応えるため、必要量を確保します。

なお、2号認定の教育ニーズについては、1号認定への振り替えで対応が可能となります。

図表 幼稚園・認定こども園（1号認定）
(単位：人)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①利用者推計総数 (量の見込み：A+B-C)	769	724	647	557	507
1号認定（A）	769	724	647	557	507
市外受託（B）	0	0	0	0	0
市外受託（C）	0	0	0	0	0
②確保提供総数	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044

※「1号認定（A）」は「学校教育を希望する本市の3歳～5歳の子ども」を指し、認定が不要な従来の制度で運営している幼稚園（新制度未移行幼稚園）も含みます。

「市外委託（B）」は「本市の幼稚園等において学校教育を希望する他市町村の3歳～5歳の子ども」、「市外委託（C）」は「他市町村の幼稚園等において学校教育を希望する本市の3歳～5歳の子ども」を意味します。

図表 保育所・認定こども園（2号認定）
(単位：人)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①利用者推計総数 (量の見込み)	791	778	724	636	592
②確保提供総数	889	949	949	949	949

※2号認定のうち学校教育を希望する者については、1号認定の確保方策に含めることとしており、2号認定は保育ニーズのみを見込んでいます。

図表 保育所・認定こども園等（3号認定）
(単位：人)

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①利用者推計総数 (量の見込み)		532	505	500	498	492
0歳		97	100	103	106	109
1・2歳		435	405	397	392	383
②確保提供総数（A+B）		702	735	735	735	735
3号認定 (保育 所・認定 こども 園)	計（A）	645	678	678	678	678
	0歳	135	147	147	147	147
	1・2歳	510	531	531	531	531
3号認定 (家庭的 保育・小 規模保育 等)	計（B）	57	57	57	57	57
	0歳	25	25	25	25	25
	1・2歳	32	32	32	32	32



4

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」(2020年度(令和2年度)～2024年度(令和6年度)まで)は以下のとおりです。

なお、子ども・子育て支援法の施行は、2015年度(平成27年度)であることから、過去5年分の実績については、2015年度(平成27年度)以降の記載となります。

(1) 利用者支援事業

事業の概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

図表 利用者支援事業の実績

【基本型】	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
実績	か所	/	○	○	1	1

【母子保健型】	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
実績	か所	/	○	○	1	1

量の見込み

2020年度(令和2年度)以降も、基本型・母子保健型を実施していきます。

事業量の確保策

利用者の利便性等を考慮して、さらに必要とされる人材の育成・確保に努めながら、利用希望に対応します。

図表 利用者支援事業の量の見込みと確保方策

【基本型】	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保方策	か所	1	1	1	1	1

【母子保健型】	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保方策	か所	1	1	1	1	1

※量の見込み(需要量)、確保方策(供給量)

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援室）

事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

図表 地域子育て支援拠点事業の実績

	単位	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)
実績	人回		37,242	47,960	51,258	52,386

量の見込み

計画最終年度の 2024 年度（令和 6 年度）には、年間 58,995 人回の利用を見込みます。

事業量の確保策

2024 年度（令和 6 年度）までに 9か所の設置をし、事業の充実を図ります。

図表 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
①量の見込み	人回	54,520	55,592	56,704	57,838	58,995
②確保方策	人回	54,520	55,592	56,704	57,838	58,995
	か所	9	9	9	9	9

※量の見込み（需要量）、確保方策（供給量）

(3) 妊婦健康診査事業

事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

図表 妊婦健康診査事業の実績

	単位	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)
実績	人回		6,642	6,258	5,849	5,215

量の見込み

量の見込みは、人口推計から各年度の出産数（0歳児数）を対象者（全数）とします。2020 年度（令和 2 年度）以降は、年間 6,160 人回の利用を見込みます。

事業量の確保策

母子健康手帳交付時に対象者に受診票を配布し、妊婦健康診査の受診を促します。

図表 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保方策

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
①量の見込み	人回	6,160	6,160	6,160	6,160	6,160
②確保方策	人回	6,160	6,160	6,160	6,160	6,160

※量の見込み（需要量）、確保方策（供給量）

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

原則として生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、様々な不安や悩みに対し、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供を行う事業です。

図表 乳児家庭全戸訪問事業の実績

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
実績	人	斜線	500	515	504	452

量の見込み

量の見込みは、人口推計による0歳児の数であり、その年に出産するすべての乳児を対象としています。計画最終年度の2024年度（令和6年度）には、437人を見込みます。

事業量の確保策

市保健師及び委託した助産師で、対象者宅の訪問を行います。

図表 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	人	440	437	437	437	437
②確保方策	人	440	437	437	437	437

※量の見込み（需要量）、確保方策（供給量）

(5) 養育支援訪問事業

事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

図表 養育支援訪問事業の実績

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
実績	人	斜線	7	3	6	5

量の見込み

2020年度（令和2年度）以降は、年間6人の利用を見込みます。

事業量の確保策

乳児家庭全戸訪問事業等により支援を必要とする家庭を把握し、必要とされる支援の内容により、保健師等の専門職員が訪問を行い、利用希望に対応します。

図表 養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	人	6	6	6	6	6
②確保方策	人	6	6	6	6	6

※量の見込み（需要量）、確保方策（供給量）

(6) 子育て短期支援事業

事業の概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

図表 子育て短期支援事業の実績

	単位	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)
実績	人日		7	11	17	44

量の見込み

2020 年度（令和 2 年度）以降は、年間 30 人日の利用を見込みます。

事業量の確保策

委託している市外の 5 か所の施設で実施し、利用希望に対応します。

図表 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
①量の見込み	人日	30	30	30	30	30
②確保方策	人日	30	36	42	48	54
	か所	5	5	5	5	5

※量の見込み（需要量）、確保方策（供給量）

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター：就学児）

事業の概要

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と、当該援助を行うことを希望する協力会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

図表 子育て援助活動支援事業の実績

	単位	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)
実績	人日		98	176	481	506

量の見込み

計画最終年度の 2024 年度（令和 6 年度）には、年間 963 人日の利用を見込みます。

事業量の確保策

利用会員・協力会員の拡大を図り、預かり等の支援強化に努めます。

図表 子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保方策

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
①量の見込み	人日	779	820	880	928	963
②確保方策	人日	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
	か所	1	1	1	1	1

※量の見込み（需要量）、確保方策（供給量）

(8) 一時預かり事業（預かり保育）

事業の概要

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

図表 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業と
保育所等を利用した一時預かり事業の実績

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
幼稚園における 預かり保育実績	人日		1,081	39	378	515
保育所等における 預かり保育実績	人日		121	481	2,947	2,524
ファミリーサポートセ ンター実績	人日		82	217	194	110

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

量の見込み

計画最終年度の2024年度（令和6年度）には、年間1,990人日の利用を見込みます。

事業量の確保策

幼稚園の一時預かりで、利用希望に対応します。

図表 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の量の見込みと確保方策

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	人日	2,187	2,124	2,003	1,996	1,990
②確保方策	人日	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
	か所	1	1	1	1	1

※量の見込み（需要量）、確保方策（供給量）

② その他の一時預かり（保育所等、ファミリーサポートセンター）

量の見込み

計画最終年度の2024年度（令和6年度）には、年間5,960人日の利用を見込みます。

事業量の確保策

受け入れ場所を10か所整備し、保育所等での預かり保育を主として、利用希望に対応します。

図表 保育所等を利用した一時預かり事業の量の見込みと確保方策

		単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み		人日	4,800	5,840	5,880	5,920	5,960
②確保方策	保育所等	人日	6,000	7,500	7,500	7,500	7,500
		か所	10	10	10	10	10
	ファミリーサポートセンター	人日	301	260	200	152	117

※量の見込み（需要量）、確保方策（供給量）



(9) 延長保育事業

事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

図表 延長保育事業の実績

	単位	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)
実績	人		19,201	19,829	17,747	20,501

量の見込み

計画最終年度の 2024 年度（令和 6 年度）には、642 人の利用を見込みます。

事業量の確保策

市内各保育所等の協力を得て、利用希望に対応します。

図表 延長保育事業の量の見込みと確保方策

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
①量の見込み	人	19,740 (658)	20,330 (656)	21,090 (659)	21,810 (661)	21,830 (642)
②確保方策	人日	23,000	28,800	28,800	28,800	28,800
	か所	20	21	21	21	21

※量の見込み（需要量）、確保方策（供給量）

量の見込み：上段延人数、下段実人数

確保方策：延人数

(10) 病後児保育事業

事業の概要

地域の病後児について、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

図表 病後児保育事業の実績

	単位	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)
実績	人日		182	272	239	282

量の見込み

2020 年度（令和 2 年度）以降は、年間 282 人日の利用を見込みます。

事業量の確保策

2か所で実施し、利用希望に対応します。

図表 病後児保育事業の量の見込みと確保方策

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
①量の見込み	人日	282	282	282	282	282
②確保 方策	病後児 保育事業	人日	1,440	1,440	1,440	1,440
	か所	か所	2	2	2	2

※量の見込み（需要量）、確保方策（供給量）

(11) 放課後児童健全育成事業

事業の概要

保護者が労働等により、専門家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の空き教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。本市においては、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子ども教室を放課後子ども総合プラン事業として、一体的に実施します。

図表 放課後児童健全育成事業の実績（10月1日現在）

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
実績	人	斜線	488	556	633	749

量の見込み

2020年度（令和2年度）以降、市内小学校10校で実施し、計画最終年度の2024年度（令和6年度）には、852人を見込みます。

また、放課後子ども教室は、10か所で実施し、このうち8か所は放課後児童健全育成事業と一体的な実施を見込みます。

事業量の確保策

利用児童の増加に対応するため、児童クラブ毎の規模に応じた放課後児童支援員の適正配置を進めるなど、実施体制の充実を図ります。

図表 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	放課後児童クラブ人数	人	789	820	840	847
	小1～3	人	631	656	672	678
	小4～6	人	158	164	168	170
②確保方策		人	900	900	900	900

※量の見込み（需要量）、確保方策（供給量）

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

特定教育・保育施設に対して、保護者が支払うべき費用の一部を助成することにより、円滑な特定教育・保育の利用を促進し、もって全ての子どもの健やかな成長を支援する実費徴収に係る補足給付事業を実施する特定教育・保育施設に対し、予算の範囲内で実費徴収に係る補足給付補助金を交付するものです。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

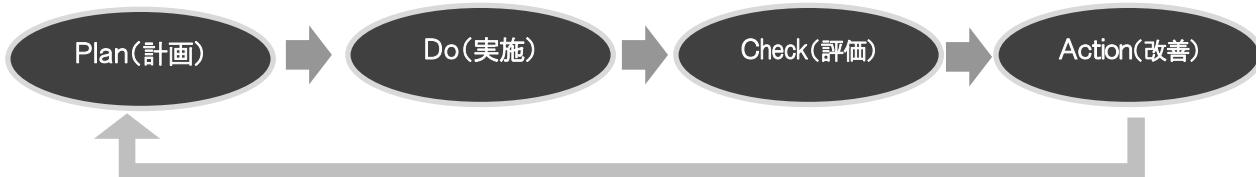
本計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたっていることから、さまざまな部局と連携し、全局的に施策を推進していきます。

また、児童相談所や保健所、教育機関、警察等の関係機関と連携を強化し、総合的な取り組みを図っていきます。

2 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、本計画の「量の見込み」などをもとに、各年度において実施状況を把握、評価するPDCAサイクルを確実に行い、計画の着実な推進をめざしていきます。



3 市民との協働

(1) 市民との協働体制の構築

本計画の推進に当たっては、市民と行政の協力体制が不可欠です。

子どもに関わる民間団体と連携を図るとともに、市内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進していきます。

また、市民代表者や学識経験者、関係機関・団体等、現在子育てをしている市民などで構成されている「子ども・子育て会議」で、計画の進捗状況を把握・点検するとともに、相互の情報交換、連絡調整を行い、市民と行政の協働体制を築きます。

(2) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、市ホームページや概要版の作成・配布等により、広く市民に周知していきます。

4 子ども・子育て会議

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画策定にあたり諮問機関として位置づけられています。計画の推進に当たっては、総合的かつ計画的な推進に関することが規定されていることから、毎年の量の見込みの達成状況等を把握、点検し、計画達成に向けた必要な意見や助言を行います。

資料編

1 つくばみらい市子ども・子育て会議条例

つくばみらい市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 26 日

条例第 39 号

(設置)

第 1 条 本市における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るために、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、つくばみらい市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第29号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(平31条例1・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年条例第1号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2

つくばみらい市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

選出区分	所属等	氏名	備考
子どもの保護者	市PTA連絡協議会 会長	横田 透	~2019年(平成31年)3月31日
		竹内 利男	2019年(平成31年)4月1日~
	私立認定こども園 保護者代表	河原井 真理子	
	私立保育園 保護者代表	村尾 葵	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	私立認定こども園 代表園長	川又 朋子	
	私立保育園 代表園長	杉山 栄治	~2019年(平成31年)3月31日
		磯野 紀子	2019年(平成31年)4月1日~
	市立学校長会 会長 会長	直井 正芳	~2019年(平成31年)3月31日
		大坪 徹	2019年(平成31年)4月1日~
		小林 昌朋	
	市立幼稚園 代表園長 副会長	幕 真理子	~2019年(平成31年)3月31日
		中村 真由美	2019年(平成31年)4月1日~
	県立伊奈特別支援学校 校長	大森 保徳	
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	市議会教育民生常任委員会 委員長	今川 英明	
	市民生委員児童委員協議会 会長	白鳥 治代	
	市放課後子どもプラン運営委員会 副委員長	中島 正志	~2019年(平成31年)3月31日
		飯田 博	2019年(平成31年)4月1日~
	千葉敬愛短期大学 非常勤講師	蜂谷 幸子	
事業主を代表する者	(株)アンフィニ	大野 誠	
労働者を代表する者	(株)カスミ	三ヶ野 幸代	~2019年(平成31年)3月31日
		岡本 美里	2019年(平成31年)4月1日~

3 計画策定経過

時期	会議名等	内容
2018年(平成30年) 8月6日	第1回つくばみらい市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画について ・子ども・子育て会議について ・第2期子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて
2018年(平成30年) 10月24日	第2回つくばみらい市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・つくばみらい市子ども・子育てに関するアンケート調査(ニーズ調査)項目について〈就学前児童用・就学児童用の2種類〉
2018年(平成30年) 11月17日～ 12月31日	つくばみらい市子ど も・子育てに関するア ンケート調査(ニーズ 調査)	<ul style="list-style-type: none"> ・つくばみらい市在住の子育て家庭の実態把握
2018年(平成31年) 2月13日	第3回つくばみらい市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・つくばみらい市子ども・子育てに関するアンケート調査(ニーズ調査)(速報版)について ・その他
2019年(令和元年) 6月29日 2019年(令和元年) 7月13日	子ども・子育てワー クショップ開催	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てについて、普段の生活の中で気になっていること、困っていること ・気になっていること、困っていることに対して何ができるのか(取り組みや解決策)
2019年(令和元年) 7月30日	第4回つくばみらい市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について ・子ども・子育てワークショップの結果について ・その他
2019年(令和元年) 10月29日	第5回つくばみらい市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画(原案)について ・第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画(概要版)について ・その他
2019年(令和元年) 12月6日～ 2020年(令和2年) 1月6日	計画案に対するパブリック・コメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画(原案)について
2019年(令和元年) 12月14日	パブリック・コメント 説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画(原案)について
2020年(令和2年) 1月28日	第6回つくばみらい市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画(案)パブリック・コメントについて ・第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画(案)について ・その他

4 子ども・子育て支援法（抄）

子ども・子育て支援法（抄）

（平成24年8月22日法律第65号）

最終改正：令和元年5月17日法律第7号

第5章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第60条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

(2) 次条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参考すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

(3) 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第72条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の

内容及びその実施時期

(3) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

(2) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第4項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第62条 都道府県は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

(4) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(5) 保護をする子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対し行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

(6) 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

(2) 教育・保育情報の公表に関する事項

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第108条第1項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第17条第2項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第4項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。

6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

第63条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(国の援助)

第64条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第7章 子ども・子育て会議等

(設置)

第72条 内閣府に、子ども・子育て会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

(権限)

第73条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を（ニーズ調査）審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

(会議の組織及び運営)

第74条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第75条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第76条 第72条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。

(2) 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

5 用語集

用語	内容
育児休業	育児・介護休業法に規定される、子どもが産まれた後、1歳になるまでの間で希望する期間（両親ともに育児休業を取得した場合は合わせて1歳2か月まで、保育所に預けられないなどの事業がある場合は最長2歳まで延長が可能。）子の養育のために勤務を休業することができる制度。
児童	児童福祉法においては、18歳未満の者が児童と定義される。
児童虐待	親などの児童の保護者が、自分の思いどおりにならない時などに折檻すること。児童虐待の防止等に関する法律では、虐待を①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待、の4種類に分類している。
児童相談所	虐待、育児、健康、障がい、非行など、子どもに関する様々な問題について家庭その他からの相談に応じ、調査、診断、判定の上、児童の真のニーズに応じた援助活動を通じて、子どもの福祉と権利擁護を行うことを業務とする児童福祉行政機関。
児童手当	日本国内に居住している者が、児童を監護し、一定の生計関係がある場合に支給される手当。中学校修了（15歳を迎えてから最初の年度末）までの児童に支給される。
児童扶養手当	父母が婚姻等を解消した児童及び父又は母が障がい等の状態にある児童等の母（父）がその児童を監護するとき、又は母（父）以外の者がその児童を養育するときに、一定の条件のもとでその母（父）又は養育者に対し支給される手当。原則として、対象となる児童が18歳を迎えてから最初の年度末まで支給される。
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がい児の父母が当該児童を監護するとき、又は当該児童の父母が監護しない場合に父母以外の者が養育するとき、父又は養育者に支給される手当。支給対象は20歳未満の障がい児で、手当額は障がいの程度に応じた額となっている。

用語	内容
認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、保護者の就労状況にかかわらず教育・保育を一体的に行う機能のほか、地域におけるすべての子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て家庭を支援する機能を備えた施設。構成する施設の種類によって幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の4つの類型がある。
保育の必要性	「保育の必要性がある」とは、保護者が共働きの場合や、病気・障がいがある場合、妊娠・出産や保護者の同居親族等の看護・介護などのため、保護者に代わって子どもを保育する必要があると認定されること。 認定は、認定申請に必要な書類を市へ提出する。提出された書類を市が審査し、認定の可否を決定する。
放課後子ども総合プラン事業	共働き家庭等において、子どもの小学校入学を期にそれまでの延長保育と学童保育の終了の時間差等に起因して仕事と育児の両立が困難となる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するために、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める方針に基づく事業。
幼児教育・保育の無償化	我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性にかんがみ、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的により創設された制度。令和元年10月から施行。 無償化の対象となる保育料は、年齢によるもののほか、幼稚園や保育所等の利用状況やご家庭の状況によって異なる。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。幸福で豊かな人生を送るために、自分の価値観や状況に応じた働き方の選択や、仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方。